

官報

号外 昭和二十三年四月六日

○第二回 衆議院會議錄第三十九号

昭和二十三年四月五日(月曜日)

午後二時三十八分開議

議事日程 第三十六号

昭和二十三年四月五日(月曜日)

午後一時開議

第一 昭和二十三年度一般會計暫定予算補正(第一号)(前会の続)

第二 郵便法の一部を改正する法律案(内閣提出)撤回の件

第三 政務次官の臨時設置に関する法律案(内閣提出)

〔朗読を省略した報告〕

一、去る二日衆議院規則第十四條但し書により議長において、議席を次の通り変更した。

二七 宮城縣第二区選出議員

三〇〇 江崎 眞澄君

三〇三 倉石 忠雄君

三二五 齋藤 隆夫君

三三二 石原 圓吉君

三三三 松井 豊吉君

三三四 圓谷 光衛君

三三五 庄司 一郎君

三六二 宮崎 靖君

三七四 富田 照君

三八二 坂本 實君

三八五 上林山榮吉君

四〇〇 山口喜久一郎君

四〇三 鈴木 仙八君

一、去る二日議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

予算委員 細川 隆元君

矢尾喜三郎君

伊瀬幸太郎君

石井 繁九君

門司 亮君

境 一雄君

労働委員 田中 稔男君

文教委員 原 彪之助君

一、去る二日議長において、常任委員の辞任に伴い、次の通り補欠指名した。

予算委員 鈴木茂三郎君

中崎 敏君

島田 晋作君

中原 健次君

山花 秀雄君

岡田 春夫君

労働委員 安平 鹿一君

文教委員 松尾 トシ君

一、去る三月三十日農林委員及び議院運営委員大石倫治君は死去された。

一、去る二日委員長辞任に伴い補欠を互選の結果次の通り当選した。

不当財産取引調査特別委員会

委員長 武藤運十郎君

一、去る三月三十日政務法及び選挙法に関する特別委員及び水害地対策特別委員大石倫治君は死去された。

一、去る二日内閣から提出した議案は次の通りである。

昭和二十三年度一般會計暫定予算補正(第一号)

民事訴訟法の一部を改正する法律案

行政事件訴訟特別法案

財政法第三條の特例に関する法律案

一、去る二日委員会に付託された議案は次の通りである。

昭和二十三年度一般會計暫定予算補正(第一号)

予算委員会 付託

行政代執行法案(内閣提出)(第三号)

民事訴訟法の一部を改正する法律案(内閣提出)(第三号)

行政事件訴訟特別法案(内閣提出)(第三号)

一、去る二日委員会に付託された議案は次の通りである。

昭和二十三年度一般會計暫定予算補正(第一号)

予算委員会 付託

行政代執行法案(内閣提出)(第三号)

民事訴訟法の一部を改正する法律案(内閣提出)(第三号)

行政事件訴訟特別法案(内閣提出)(第三号)

一、去る二日委員会に付託された議案は次の通りである。

昭和二十三年度一般會計暫定予算補正(第一号)

予算委員会 付託

行政代執行法案(内閣提出)(第三号)

民事訴訟法の一部を改正する法律案(内閣提出)(第三号)

行政事件訴訟特別法案(内閣提出)(第三号)

一、去る二日委員会に付託された議案は次の通りである。

昭和二十三年度一般會計暫定予算補正(第一号)

予算委員会 付託

以上三件 司法委員会 付託
財政法第三條の特例に関する法律案(内閣提出)(第三五号)
財政及び金融委員会 付託
○議長(松岡駒吉君) これより会議を開きます。

第一 昭和二十三年度一般會計暫定予算補正(第一号)(前会の続)

○議長(松岡駒吉君) 日程第一、昭和二十三年度一般會計暫定予算補正(第一号)を議題といたします。前会の議事を継続して、徳田球一君の討論を継続いたします。徳田球一君。

〔徳田球一君登壇〕

○徳田球一君 討論もいいのですけれども、途中でどうも腰を折られておる討論では、なか／＼むずかしいのでありまして、討論らしくもなくなると思ふのであります。爾今は、そういう腰を折らないようにしてもらいたいのであります。

そこで問題ですが、この六・三制の実施のために、わずかに六億数千万円を出しているのですけれども、この前も申しました通り、この六億何千万円というのには、三月までにすでに校舎ができておらなければならぬ。しかるにこれを出さずに、この四月になつてから、すでにきょうから学校が始まつているのに、こういうことをしておる。実に不届千万である。

しかも、この財源であるが、これがまた資本家のために支出している経費を削つて、そしてこれに出すというなら意味もわかるけれども、さらに大衆からとり上げることになつてゐるのである。すなわち所得税にいたしましても、それから国立病院の収入にいたしましても、その他すべてこういう問題

——この国立病院の方からの収入は、昨年度に比較して四・九倍になつてゐる。すなわち、約五倍になつてゐるのである。これは傷病兵その他に關係してゐるのでありまして、傷病兵その他から無法の金を取上げて、これをもつて六・三制を実施しようといふのである。

さらに所得税におきましては、昨年は法人税に對して十倍をとつておつたのに、本年はこれを二十倍にしよといふのである。こういう無法なことをして、これをやつておる。さらにこれには電力の罰金もはいつておる。この電力の罰金のごときは、これは電力の設備を改善するために使うといふ約束である。これを破つて、そして六・三制のために使うんだ。こういう無法なことをしていながら、他方では、この次に法案に出るのでありますが、福引から生じて来た賞金、これは結局するところは、賭博をやつてもうかつた金だ。この賭博をやつてもうかつた金に對して、政府は所得税を免除しようといふのである。政府が賭博の親方をやつておれば、こういう本質的には犯罪

昭和二十三年三月三十一日
第三種郵便物認可

的なもので、これは、いかにいふまでもなく、
ものに税をかける。さういふ無法な
ことは一体どこにある。一方ではさう
いうさん／＼な、大衆的な搾取をして
おきながら、他方ではさういふ本質的
な、犯罪的なものに対してさういふ課税を
しないというとは、実に驚くべき乱
暴なやり方であると思うのである。

従いまして、本質的にはこの支出
は、これは大衆のためにするものであ
り、緊急迫つておるものでありますか
ら、どうしてもわれ／＼は反対するわ
けにはいかぬ。しかしながら、これは
非常に少い。これだけではさういふ目
的は達し得ないのであるから、政府は
ぜひとも、これに対して徹底的に支出
をしなければならぬと思うのであ
る。

しかし、これはさういふ所得税その
他の大衆課税にまたずして、資本家に
現在與えている補助、しかもこの補助
をいくら與えても、決してこれは経済
復興にはならぬ。やみの助成になつて
いる。さういふ補助金を徹底的に削つ
て、これによつてこの教育費をあがな
わなければならぬと思うのである。

このことを特に政府が今後やるという
声明をしてもらいたいのである。さう
して、今後この四月からさらに予算は
暫定予算にはいりまして、今度の予算
を計上するわけでありまして、これを
計上するにあつては、特にこの教育
費は優先的に計上せられなければなら

ない。これを何でも後回し／＼にし
て、一番最後のどんすまりになつて、
どうにもこうにもやむを得ないから間
に合せてやるというに至つては、こ
れは政府が常に言う文化國家の建設そ
の他の趣旨とは全然反しているといわ
ざるを得ないのである。

同時にまた水害復旧の問題でありま
すが、この水害復旧も、わずかに二億
円しか使わないというのである。二億
円くらいでこの水害復旧ができないとい
うことは明らかである。これは地方
自治体からは、どうしても三十九億か
ら四十億くらいは補助してもらわぬ
とできないと言つてゐる。これはもう
すでに地方自治体が支出を済まして、
この支拂いに困つてゐるのである。

地方自治体は、全体として財政は破
綻し、今や困り抜いてゐる。さうして
水害の復旧は、しば／＼言はれてゐる
ごとく非常に緊急を要する。雪解け後
になりますと、たいへんな騒ぎになる
ことは、全議員の認めてゐるところで
ある。にもかかわらず、これをわずか
に二億円、しかも昨年度使い余した公
共土木事業費の予算から出すという、
ずる／＼することをしたんじやだであ
る。でありますから、これはまあ出
さないよりいいから、われ／＼は賛成
するけれども、この次の予算におきま
しては、これも大々的にひとつ予算を
組んで、特に農民のためにこの予算を
使われんことを政府に警告するもので

あります。(拍手)
○議長(松岡駒吉君) 松井豊吉君。
〔松井豊吉君登壇〕
○松井豊吉君 私は、民主自由党を代
表して、希望を附し本案に賛成するも
のであります。

六・三・三制の予算については、当然
四月一日通過した予算に追加計上され
るはずであつたが、除外を見るに至つ
たので、ここに補正第一号として了承
するものであります。しかし、今後相
当の額を要するものでありますから、
十分の関心をもつて対処せられんこと
を望むものであります。

また、われ／＼が眞剣に要望した水
害復旧費は、二十二年度の公共土木事
業費の未使用額の中から二億円を支出
するといふが、この程度の支出では、
ただ一時を糊塗するにすぎず、とうて
い來るべき増水期を無難に防ぐことは
不可能であらうと思う。特にこの機会
に警告をするものであります。

芦田総理大臣は、災害復旧工事関係
にある程度の考慮をもつものと思われ
ますが、その政治的措置においては、
はなはだ冷淡であることを痛感するも
のであります。何となれば、前片山内
閣当時、すなわち昨年の十二月中旬、
水害復旧費として二十億円を内定され
たといふことを、当時の予算委員であ
るわが群馬縣代表から報告があつたの
であります。その財源は、剰余金十八
億円に他の二億円を合わせて二十億円

も確保されたので、これを聴取したわ
れわれは、喜んで被害地へ報告したの
であります。ところが今日に至つて
も、何ら政府の熱意を裏づけられる積
極的な措置を見受けない実情に徴し、
政府は初めから誠実味をこめて災害被
害地の復旧をやる意思はなかつたと思
われるのであります。

といふのは、芦田総理大臣はその当
時副総理で、いわゆる片山民衆党内閣
という評判のあつた内閣の女房役であ
るだけに、だれよりもよくその実情を
知つてゐるはずであります。これに比
べて、当時石炭國管法を初め公團法の
通過には、政府がむりやりにやる意思
があつたので、四割以上の反対があつ
たにもかかわらず、術策の限りを盡し
て通したのであります。そこで、水害被
害地の復旧費の性格は、全議員が
確認されてゐるところであるにもかか
わらず、政府は氣乗り薄の態度をとり、
災害復旧費といふは單なる名目に止め
ておくことは、初めからやる意思がな
いことを立証するものと極言しても過
言でなからうと考へるのであります。

前回の二十億円の財源は、石炭國管
法及び公團法の通過に伴う用途に流用
されておることを聞かされておしま
す。従つて、石炭國管法と公團法の方向
へ四十億円が組みこまれたのでありま
す。石炭國管法は四月一日から施行さ
れることになつておりますので、この
巨額の資金が相当期間遊休資金として

豪蕩の状態にあつたことは、國家のた
め遺憾であるといわなければならませ
ん。もしも、さきに内定されたという
二十億円が水害復旧工事費として通過
されてゐるならば、來るべき雪解け増
水期に及んで、重点的工事は速やかに
完成されるに至るものと思ふものであ
ります。

われ／＼も、被害地代表者とともに
水害地対策委員長、委員その他の関係
者と協力をし、復旧工事費の内定額の
復活について運動を續けて、先般予算
外契約として十九億三千万円が取極め
られたと聞かされたのであります。し
かるに、たま／＼片山内閣の瓦解を見
て、さらに芦田内閣の出現となり、委
員長以下、さきの追加予算百二十一億
七千三百余万圓中に編成されるものと
期待をしてゐたのであります。しかる
ところ、遂にその実現を見るに至ら
ず、今やまたたく五里霧中にさまよう
ことになつたのは、被害地のため、ま
ことに悲しむべき現実であります。

かつて大蔵大臣は施政演説におい
て、水害復旧は予算に計上し、國會に
提案すると言明されたので、当然暫定
予算には計上されるものと、被害地の
國民は一日千秋の思いで待ち來つたの
であります。

過日、國土委員会に建設院總裁の御
出席を求め、水害復旧工事の状況及び
予算関係について御説明を煩わし、席
上、委員諸氏の活発なる質疑が展開さ

る

る

れたのであります。その際建設院総裁は、その筋云々の言葉をもつて、断じて暫定予算には絶対計上できないと強調されたので、私は驚いて、別に建設院あるいは農林内閣委員から農耕地復旧及び土木工事の進行状況を伺つたところ、國の直轄工事資金窮乏のためすでに中絶の状態に瀕し、地方復旧工事も同様の理由に阻まれ、まったく停頓しておるといふが、これは私どもがつぶさに被害地を踏査した結論と符合するものであります。もしも、このまま放置されておるならば、水害被害地方全域にわたつて、本年度食糧二百数十万石の收穫減は、火を見るよりも明らかであります。ゆえに私は、建設院総裁に対し、この実情についてその筋へあらためて要請し、暫定予算に編入する必要を提言したのであります。その際一松國務相は、辛うじて努力してみようと言われたが、これも一片の遁辭にすぎなかつたのであります。

かした幾多の紆余曲折を経て本予算を見ることになつたのであります。算は、一方災害関係は、驚くなかれ、水害費はわずかに一億円であります。この二億田中八千万円が農林関係に属し、土木関係は一億二千万円という少額であつて、これで一体何ができましようか。これを昨年十二月内閣臨時内定されたという二十億圓に比べてみて、また予算外契約として取極められたという十九億三千万圓に比べてみて

も、そのあまりに僅少なことに茫然とするものであります。これに對して、はたして被害地國民が納得することでしょうか。政府の冷嘲をのろい声は、沸然として隨所に及ぶこと必定であります。政府もこの点を明察せられ、今後一段と水害復旧対策に熱意を注がれ、さらに二十三年度の總予算の編成にあつては、これが救済の実現に万全を期せられんことを希望條件として、本案に賛成するものであります。

(拍手)

○議長(松岡駒吉君) これにて討論は終局いたしました。

採決いたします。本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。

(総員起立)

○議長(松岡駒吉君) 起立議員。よつて本案は全会一致委員長報告の通り可決いたしました。(拍手)

○議長(松岡駒吉君) 御報告いたすことがあります。議員大石倫治君は、去る三月三十日逝去されました。まことに痛惜哀悼の至りにたえません。議長においては、先例により、去る三日弔詞を贈呈いたしました。この際、弔意を表するため竹谷源太郎君より発言を求められております。これを許します。竹谷源太郎君。

○議長(松岡駒吉君) 御報告いたすことがあります。議員大石倫治君は、去る三月三十日逝去されました。まことに痛惜哀悼の至りにたえません。議長においては、先例により、去る三日弔詞を贈呈いたしました。この際、弔意を表するため竹谷源太郎君より発言を求められております。これを許します。竹谷源太郎君。

○議長(松岡駒吉君) 御報告いたすことがあります。議員大石倫治君は、去る三月三十日逝去されました。まことに痛惜哀悼の至りにたえません。議長においては、先例により、去る三日弔詞を贈呈いたしました。この際、弔意を表するため竹谷源太郎君より発言を求められております。これを許します。竹谷源太郎君。

○議長(松岡駒吉君) 御報告いたすことがあります。議員大石倫治君は、去る三月三十日逝去されました。まことに痛惜哀悼の至りにたえません。議長においては、先例により、去る三日弔詞を贈呈いたしました。この際、弔意を表するため竹谷源太郎君より発言を求められております。これを許します。竹谷源太郎君。

○議長(松岡駒吉君) 御報告いたすことがあります。議員大石倫治君は、去る三月三十日逝去されました。まことに痛惜哀悼の至りにたえません。議長においては、先例により、去る三日弔詞を贈呈いたしました。この際、弔意を表するため竹谷源太郎君より発言を求められております。これを許します。竹谷源太郎君。

○議長(松岡駒吉君) 御報告いたすことがあります。議員大石倫治君は、去る三月三十日逝去されました。まことに痛惜哀悼の至りにたえません。議長においては、先例により、去る三日弔詞を贈呈いたしました。この際、弔意を表するため竹谷源太郎君より発言を求められております。これを許します。竹谷源太郎君。

○議長(松岡駒吉君) 御報告いたすことがあります。議員大石倫治君は、去る三月三十日逝去されました。まことに痛惜哀悼の至りにたえません。議長においては、先例により、去る三日弔詞を贈呈いたしました。この際、弔意を表するため竹谷源太郎君より発言を求められております。これを許します。竹谷源太郎君。

○議長(松岡駒吉君) 御報告いたすことがあります。議員大石倫治君は、去る三月三十日逝去されました。まことに痛惜哀悼の至りにたえません。議長においては、先例により、去る三日弔詞を贈呈いたしました。この際、弔意を表するため竹谷源太郎君より発言を求められております。これを許します。竹谷源太郎君。

○議長(松岡駒吉君) 御報告いたすことがあります。議員大石倫治君は、去る三月三十日逝去されました。まことに痛惜哀悼の至りにたえません。議長においては、先例により、去る三日弔詞を贈呈いたしました。この際、弔意を表するため竹谷源太郎君より発言を求められております。これを許します。竹谷源太郎君。

○議長(松岡駒吉君) 御報告いたすことがあります。議員大石倫治君は、去る三月三十日逝去されました。まことに痛惜哀悼の至りにたえません。議長においては、先例により、去る三日弔詞を贈呈いたしました。この際、弔意を表するため竹谷源太郎君より発言を求められております。これを許します。竹谷源太郎君。

○議長(松岡駒吉君) 御報告いたすことがあります。議員大石倫治君は、去る三月三十日逝去されました。まことに痛惜哀悼の至りにたえません。議長においては、先例により、去る三日弔詞を贈呈いたしました。この際、弔意を表するため竹谷源太郎君より発言を求められております。これを許します。竹谷源太郎君。

○竹谷源太郎君 たいだいま議長から御報告がありました通り、本院議員大石倫治君には、去る三月三十日、仙台市宮城野原國立病院において永眠いたしましたのであります。この際私は、皆さんの御同意を得まして、謹んで哀悼の意を表したいと存じます。(拍手)

大石君は、明治十年、宮城縣登米郡石森町に生れられまして、自由民権の世論の澎湃たる中、帝國議會開設の時代に成長せられたのであります。若くして東京日日新聞仙合支局長として新聞記者生活にはいられ、次いで明治四十二年、仙台市において日刊東北新聞を御創刊になりました。その主幹となり、大いに健筆を揮つて立憲政治の進展のために御奮闘に相なつたのであります。なほ地方政界に活躍せられまして、仙台市政その他地方公共のために、一身を顧みず、長年にわたつて御盡瘁に相なつたのであります。

農林関係方面につきましては御造詣がきわめて深く、さきに農林政務次官として、行政上におかれましてその抱負難論の一端を発揮せられましたことは、皆さんの御記憶に新たなることろであると存じます。特に馬匹・畜産関係につきましては、これを畢生の使命といたされまして、馬匹・畜産方面の改良発達のために御盡瘁に相なりましてその偉大なる功績は、万人のひとしく認めるところであると存じます。かくのごとく経験豊富であり、有爲なる大政治家を失いましたことは、私

情を越えまして、國家のためにまことに遺憾至極に存する次第でございます。(拍手)

私の幼少のころ、田舎の町にも、選挙になりまると演説會が開かれまして、私の家の二階の窓から、梧桐の葉の茂みの間を通して、いつも演説會場に見えまして、そば屋の大廣間がよく見えたのであります。そこで大勢の聴衆を相手に、威勢のいい雄弁を揮われた白哲の青年弁士が、実は私の父のために應援に来てくださった大石倫治その人であつたのであります。その後大石君には、郷党の信頼と興望を担われまして本院議員に當選すること前後六回、十五ヶ年の御在職に及んだのであります。その間自由と平和を愛され、氣骨稜々として節を曲げない、まれに見るところの清廉の士であつたのであります。

私は一昨年の春、本院におきまして三十五、六年ぶりで大石さんにお目にかかりまして、懐旧の情禁じ得ず、氏の慈父のごとき温容と人柄に深く敬慕してまいつたのであります。

二月下旬に病を得られまして、入院療養中のごとき、われ／＼一同は、御病氣御回復の一日も早からんことをお祈りいたしておつたにもかかわりませず、病勢とみにあらたまつて、忽焉として他界せられましたことは、まことに哀惜痛恨、悲しみの極みでございます。ここに謹んで心から故人の御冥福をお祈りいたしまして追悼の言葉といたします。(拍手)

○議長(松岡駒吉君) 日程第二に入り。去る一日、内閣から、郵便法の一部を改正する法律案を撤回したいとの申出がありました。この申出を承諾するに御異議ありませんか。

○議長(松岡駒吉君) 御異議なしと認めます。よつて承諾を與えるに決しました。

○議長(松岡駒吉君) 御異議なしと認めます。よつて承諾を與えるに決しました。

○議長(松岡駒吉君) 御異議なしと認めます。よつて承諾を與えるに決しました。

○議長(松岡駒吉君) 御異議なしと認めます。よつて承諾を與えるに決しました。

○議長(松岡駒吉君) 御異議なしと認めます。よつて承諾を與えるに決しました。

○議長(松岡駒吉君) 御異議なしと認めます。よつて承諾を與えるに決しました。

○議長(松岡駒吉君) 御異議なしと認めます。よつて承諾を與えるに決しました。

○議長(松岡駒吉君) 御異議なしと認めます。よつて承諾を與えるに決しました。

○議長(松岡駒吉君) 御異議なしと認めます。よつて承諾を與えるに決しました。

○議長(松岡駒吉君) 御異議なしと認めます。よつて承諾を與えるに決しました。

○議長(松岡駒吉君) 御異議なしと認めます。よつて承諾を與えるに決しました。

○議長(松岡駒吉君) 御異議なしと認めます。よつて承諾を與えるに決しました。

○議長(松岡駒吉君) 御異議なしと認めます。よつて承諾を與えるに決しました。

○議長(松岡駒吉君) 御異議なしと認めます。よつて承諾を與えるに決しました。

○議長(松岡駒吉君) 御異議なしと認めます。よつて承諾を與えるに決しました。

○議長(松岡駒吉君) 御異議なしと認めます。よつて承諾を與えるに決しました。

○議長(松岡駒吉君) 御異議なしと認めます。よつて承諾を與えるに決しました。

○議長(松岡駒吉君) 御異議なしと認めます。よつて承諾を與えるに決しました。

○議長(松岡駒吉君) 御異議なしと認めます。よつて承諾を與えるに決しました。

○議長(松岡駒吉君) 御異議なしと認めます。よつて承諾を與えるに決しました。

○議長(松岡駒吉君) 御異議なしと認めます。よつて承諾を與えるに決しました。

○議長(松岡駒吉君) 御異議なしと認めます。よつて承諾を與えるに決しました。

○議長(松岡駒吉君) 御異議なしと認めます。よつて承諾を與えるに決しました。

○議長(松岡駒吉君) 御異議なしと認めます。よつて承諾を與えるに決しました。

○議長(松岡駒吉君) 御異議なしと認めます。よつて承諾を與えるに決しました。

○議長(松岡駒吉君) 御異議なしと認めます。よつて承諾を與えるに決しました。

○議長(松岡駒吉君) 御異議なしと認めます。よつて承諾を與えるに決しました。

○議長(松岡駒吉君) 御異議なしと認めます。よつて承諾を與えるに決しました。

○議長(松岡駒吉君) 御異議なしと認めます。よつて承諾を與えるに決しました。

○議長(松岡駒吉君) 御異議なしと認めます。よつて承諾を與えるに決しました。

○議長(松岡駒吉君) 御異議なしと認めます。よつて承諾を與えるに決しました。

○議長(松岡駒吉君) 御異議なしと認めます。よつて承諾を與えるに決しました。

○議長(松岡駒吉君) 御異議なしと認めます。よつて承諾を與えるに決しました。

○議長(松岡駒吉君) 御異議なしと認めます。よつて承諾を與えるに決しました。

○議長(松岡駒吉君) 御異議なしと認めます。よつて承諾を與えるに決しました。

○議長(松岡駒吉君) 御異議なしと認めます。よつて承諾を與えるに決しました。

○議長(松岡駒吉君) 御異議なしと認めます。よつて承諾を與えるに決しました。

○議長(松岡駒吉君) 御異議なしと認めます。よつて承諾を與えるに決しました。

○議長(松岡駒吉君) 御異議なしと認めます。よつて承諾を與えるに決しました。

○議長(松岡駒吉君) 御異議なしと認めます。よつて承諾を與えるに決しました。

○議長(松岡駒吉君) 御異議なしと認めます。よつて承諾を與えるに決しました。

○議長(松岡駒吉君) 御異議なしと認めます。よつて承諾を與えるに決しました。

○議長(松岡駒吉君) 御異議なしと認めます。よつて承諾を與えるに決しました。

○議長(松岡駒吉君) 御異議なしと認めます。よつて承諾を與えるに決しました。

○議長(松岡駒吉君) 御異議なしと認めます。よつて承諾を與えるに決しました。

○議長(松岡駒吉君) 御異議なしと認めます。よつて承諾を與えるに決しました。

○議長(松岡駒吉君) 御異議なしと認めます。よつて承諾を與えるに決しました。

○議長(松岡駒吉君) 御異議なしと認めます。よつて承諾を與えるに決しました。

○議長(松岡駒吉君) 御異議なしと認めます。よつて承諾を與えるに決しました。

○議長(松岡駒吉君) 御異議なしと認めます。よつて承諾を與えるに決しました。

○議長(松岡駒吉君) 御異議なしと認めます。よつて承諾を與えるに決しました。

○議長(松岡駒吉君) 御異議なしと認めます。よつて承諾を與えるに決しました。

○議長(松岡駒吉君) 御異議なしと認めます。よつて承諾を與えるに決しました。

○議長(松岡駒吉君) 御異議なしと認めます。よつて承諾を與えるに決しました。

○議長(松岡駒吉君) 御異議なしと認めます。よつて承諾を與えるに決しました。

○議長(松岡駒吉君) 御異議なしと認めます。よつて承諾を與えるに決しました。

○議長(松岡駒吉君) 御異議なしと認めます。よつて承諾を與えるに決しました。

○議長(松岡駒吉君) 御異議なしと認めます。よつて承諾を與えるに決しました。

○議長(松岡駒吉君) 御異議なしと認めます。よつて承諾を與えるに決しました。

○議長(松岡駒吉君) 御異議なしと認めます。よつて承諾を與えるに決しました。

○議長(松岡駒吉君) 御異議なしと認めます。よつて承諾を與えるに決しました。

○議長(松岡駒吉君) 御異議なしと認めます。よつて承諾を與えるに決しました。

○議長(松岡駒吉君) 御異議なしと認めます。よつて承諾を與えるに決しました。

○議長(松岡駒吉君) 御異議なしと認めます。よつて承諾を與えるに決しました。

○議長(松岡駒吉君) 御異議なしと認めます。よつて承諾を與えるに決しました。

○議長(松岡駒吉君) 御異議なしと認めます。よつて承諾を與えるに決しました。

○議長(松岡駒吉君) 御異議なしと認めます。よつて承諾を與えるに決しました。

○議長(松岡駒吉君) 御異議なしと認めます。よつて承諾を與えるに決しました。

○議長(松岡駒吉君) 御異議なしと認めます。よつて承諾を與えるに決しました。

○議長(松岡駒吉君) 御異議なしと認めます。よつて承諾を與えるに決しました。

○議長(松岡駒吉君) 御異議なしと認めます。よつて承諾を與えるに決しました。

○議長(松岡駒吉君) 御異議なしと認めます。よつて承諾を與えるに決しました。

○議長(松岡駒吉君) 御異議なしと認めます。よつて承諾を與えるに決しました。

○議長(松岡駒吉君) 御異議なしと認めます。よつて承諾を與えるに決しました。

○議長(松岡駒吉君) 御異議なしと認めます。よつて承諾を與えるに決しました。

○議長(松岡駒吉君) 御異議なしと認めます。よつて承諾を與えるに決しました。

○議長(松岡駒吉君) 御異議なしと認めます。よつて承諾を與えるに決しました。

○議長(松岡駒吉君) 御異議なしと認めます。よつて承諾を與えるに決しました。

○議長(松岡駒吉君) 御異議なしと認めます。よつて承諾を與えるに決しました。

○議長(松岡駒吉君) 御異議なしと認めます。よつて承諾を與えるに決しました。

○議長(松岡駒吉君) 御異議なしと認めます。よつて承諾を與えるに決しました。

○議長(松岡駒吉君) 御異議なしと認めます。よつて承諾を與えるに決しました。

○議長(松岡駒吉君) 御異議なしと認めます。よつて承諾を與えるに決しました。

○議長(松岡駒吉君) 御異議なしと認めます。よつて承諾を與えるに決しました。

○議長(松岡駒吉君) 御異議なしと認めます。よつて承諾を與えるに決しました。

○議長(松岡駒吉君) 御異議なしと認めます。よつて承諾を與えるに決しました。

○議長(松岡駒吉君) 御異議なしと認めます。よつて承諾を與えるに決しました。

○議長(松岡駒吉君) 御異議なしと認めます。よつて承諾を與えるに決しました。

○議長(松岡駒吉君) 御異議なしと認めます。よつて承諾を與えるに決しました。

○議長(松岡駒吉君) 御異議なしと認めます。よつて承諾を與えるに決しました。

○議長(松岡駒吉君) 御異議なしと認めます。よつて承諾を與えるに決しました。

○議長(松岡駒吉君) 御異議なしと認めます。よつて承諾を與えるに決しました。

○議長(松岡駒吉君) 御異議なしと認めます。よつて承諾を與えるに決しました。

○議長(松岡駒吉君) 御異議なしと認めます。よつて承諾を與えるに決しました。

○議長(松岡駒吉君) 御異議なしと認めます。よつて承諾を與えるに決しました。

○議長(松岡駒吉君) 御異議なしと認めます。よつて承諾を與えるに決しました。

○議長(松岡駒吉君) 御異議なしと認めます。よつて承諾を與えるに決しました。

○議長(松岡駒吉君) 御異議なしと認めます。よつて承諾を與えるに決しました。

○議長(松岡駒吉君) 御異議なしと認めます。よつて承諾を與えるに決しました。

○議長(松岡駒吉君) 御異議なしと認めます。よつて承諾を與えるに決しました。

○議長(松岡駒吉君) 御異議なしと認めます。よつて承諾を與えるに決しました。

○議長(松岡駒吉君) 御異議なしと認めます。よつて承諾を與えるに決しました。

○議長(松岡駒吉君) 御異議なしと認めます。よつて承諾を與えるに決しました。

○議長(松岡駒吉君) 御異議なしと認めます。よつて承諾を與えるに決しました。

○議長(松岡駒吉君) 御異議なしと認めます。よつて承諾を與えるに決しました。

○議長(松岡駒吉君) 御異議なしと認めます。よつて承諾を與えるに決しました。

○議長(松岡駒吉君) 御異議なしと認めます。よつて承諾を與えるに決しました。

○議長(松岡駒吉君) 御異議なしと認めます。よつて承諾を與えるに決しました。

○議長(松岡駒吉君) 御異議なしと認めます。よつて承諾を與えるに決しました。

○議長(松岡駒吉君) 御異議なしと認めます。よつて承諾を與えるに決しました。

○議長(松岡駒吉君) 御異議なしと認めます。よつて承諾を與えるに決しました。

○議長(松岡駒吉君) 御異議なしと認めます。よつて承諾を與えるに決しました。

○議長(松岡駒吉君) 御異議なしと認めます。よつて承諾を與えるに決しました。

○議長(松岡駒吉君) 御異議なしと認めます。よつて承諾を與えるに決しました。

○議長(松岡駒吉君) 御異議なしと認めます。よつて承諾を與えるに決しました。

○議長(松岡駒吉君) 御異議なしと認めます。よつて承諾を與えるに決しました。

○議長(松岡駒吉君) 御異議なしと認めます。よつて承諾を與えるに決しました。

○議長(松岡駒吉君) 御異議なしと認めます。よつて承諾を與えるに決しました。

○議長(松岡駒吉君) 御異議なしと認めます。よつて承諾を與えるに決しました。

○議長(松岡駒吉君) 御異議なしと認めます。よつて承諾を與えるに決しました。

○議長(松岡駒吉君) 御異議なしと認めます。よつて承諾を與えるに決しました。

○議長(松岡駒吉君) 御異議なしと認めます。よつて承諾を與えるに決しました。

○議長(松岡駒吉君) 御異議なしと認めます。よつて承諾を與えるに決しました。

○議長(松岡駒吉君) 御異議なしと認めます。よつて承諾を與えるに決しました。

○議長(松岡駒吉君) 御異議なしと認めます。よつて承諾を與えるに決しました。

○議長(松岡駒吉君) 御異議なしと認めます。よつて承諾を與えるに決しました。

○議長(松岡駒吉君) 御異議なしと認めます。よつて承諾を與えるに決しました。

○議長(松岡駒吉君) 御異議なしと認めます。よつて承諾を與えるに決しました。

○議長(松岡駒吉君) 御異議なしと認めます。よつて承諾を與えるに決しました。

○議長(松岡駒吉君) 御異議なしと認めます。よつて承諾を與えるに決しました。

○議長(松岡駒吉君) 御異議なしと認めます。よつて承諾を與えるに決しました。

○議長(松岡駒吉君) 御異議なしと認めます。よつて承諾を與えるに決しました。

○議長(松岡駒吉君) 御異議なしと認めます。よつて承諾を與えるに決しました。

○議長(松岡駒吉君) 御異議なしと認めます。よつて承諾を與えるに決しました。

○議長(松岡駒吉君) 御異議なしと認めます。よつて承諾を與えるに決しました。

○議長(松岡駒吉君) 御異議なしと認めます。よつて承諾を與えるに決しました。

○議長(松岡駒吉君) 御異議なしと認めます。よつて承諾を與えるに決しました。

○議長(松岡駒吉君) 御異議なしと認めます。よつて承諾を與えるに決しました。

○議長(松岡駒吉君) 御異議なしと認めます。よつて承諾を與えるに決しました。

○議長(松岡駒吉君) 御異議なしと認めます。よつて承諾を與えるに決しました。

○議長(松岡駒吉君) 御異議なしと認めます。よつて承諾を與えるに決しました。

○議長(松岡駒吉君) 御異議なしと認めます。よつて承諾を與えるに決しました。

○議長(松岡駒吉君) 御異議なしと認めます。よつて承諾を與えるに決しました。

○議長(松岡駒吉君) 御異議なしと認めます。よつて承諾を與えるに決しました。

○議長(松岡駒吉君) 御異議なしと認めます。よつて承諾を與えるに決しました。

○議長(松岡駒吉君) 御異議なしと認めます。よつて承諾を與えるに決しました。

証券取引法を改正する法律案
証券取引法目次

- 第一章 総則
- 第二章 有價証券の募集又は賣出
- 第三章 証券業者
- 第四章 証券業協会
- 第五章 証券取引所
- 第六節 設立及び組織
- 第七節 管理
- 第八節 有價証券市場における
- 第九節 有價証券の募集又は賣出
- 第十節 有價証券の買入
- 第十一節 有價証券の受託
- 第十二節 登記
- 第十三節 監督
- 第十四節 仲介
- 第十五節 証券取引委員会
- 第十六章 罰則
- 第十七章 附則
- 証券取引法
- 第一章 総則
- 第一條 この法律は、國民經濟の適切な運営及び投資者の保護に資するため、有價証券の發行及び買入その他の取引を公正ならしめ、且つ、有價証券の流通を円滑ならしめることを目的とする。
- 第二條 この法律において有價証券とは、左に掲げるものをいう。
- 一 國債証券
- 二 地方債証券
- 三 特別の法律により法人の發行する債券
- 四 担保附又は無担保の社債券
- 五 特別の法律により設立された

法人の發行する出資証券
株券又は新株の引受権を表示する証券

七 投資信託の受益証券
八 外國又は外國法人の發行する証券又は証券で前各号の証券又は証券の性質を有するもの

九 その他証券取引委員会が公益又は投資者保護のため必要且つ適當であると認めて証券取引委員会規則で定める証券又は証券前項各号に掲げる有價証券に表

示さるべき権利は、これについて当該有價証券が發行されてない場合においても、これを当該有價証券とみなす。

この法律において有價証券の募集とは、不特定且つ多数の者に対し均一の條件で、あらたに發行される有價証券の取得の申込を勧誘することをいう。

この法律において有價証券の賣出とは、不特定且つ多数の者に対し均一の條件で、既に發行された有價証券の賣付の申込をし、又はその買付の申込を勧誘することをいう。

この法律において發行者とは、有價証券を發行し、又は發行しようとする者をいう。

この法律において引受人とは、有價証券の發行に際し、これを賣り出す目的を以て当該有價証券の發行者からその全部若しくは一部を取得する者、他に当該有價証券を取得する者がない場合にその残部を取得する契約をする者又は發行者のために当該有價証券の募集若しくは賣出の取扱をする者その

他直接又は間接に有價証券の募集又は賣出を分担する者で、通常有價証券の賣捌人に支拂われる手数料を超え額の手数料、報酬その他の対価を受けるものをいう。

この法律において有價証券届出書とは、第五條第一項の規定による届出書及び同條第三項の規定によりこれに添附する書類並びに第七條、第九條第一項又は第十條第一項の規定による訂正届出書をいう。

この法律において証券業とは、銀行、信託会社その他の証券取引委員会規則で定める金融機関以外の者が左に掲げる行為の一をなす營業をいう。

一 有價証券の賣買
二 有價証券の賣買の媒介、取次又は代理
三 有價証券市場における賣買取引の委託の媒介、取次又は代理
四 有價証券の引受
五 有價証券の賣出
六 有價証券の募集又は賣出の取扱

この法律において証券業者とは、この法律により証券業を営むことができることとなつた者をいう。

この法律において目論見書とは、有價証券の募集又は賣出のために、公衆に提供する当該有價証券の發行者の事業に関する説明を記載した文書をいう。但し、有價証券の銘柄、價格、数、引受人の名称、募集若しくは賣出の取扱をする者の名称又は第十三條の規定

による目論見書を提供する場所のみを表示するものは、目論見書でない。

この法律において証券取引所とは、有價証券の賣買取引を行うために必要な市場を開設することを目的とする者をいう。

この法律において有價証券市場とは、有價証券の賣買取引のために証券取引所の開設する市場をいう。

第二章 有價証券の募集又は賣出に関する届出

第三條 本章の規定は、前條第一條第一項第一号乃至第三号及び第五号に掲げる有價証券については、これを適用しない。

前條第一項第八号に掲げる有價証券のうち前項に掲げる有價証券の性質を有するもの及び同項第九号に掲げる有價証券のうち別に証券取引委員会規則で定めるものについて、また、前項と同様とする。

第四條 有價証券の募集又は賣出は、發行者が当該有價証券に關し証券取引委員会に届け出で、且つ、その届出の効力が生じているものでなければ、これを行うことができない。

前項の規定は、証券取引委員会が当該有價証券の募集若しくは賣出券面総額が億少であること又はその公衆に提供される範囲が限定されていることにより前項の規定による届出が公益又は投資者保護のため必要でないとして認めて証券取引委員会規則で定める有價証券に

ついては、これを適用しない。但し、募集又は賣出券面総額が五百万円を超える有價証券については、この限りでない。

第一項の規定の適用を除外される有價証券の目論見書には、証券取引委員会規則で定める様式により、当該有價証券が同項の規定の適用を除外されている旨を記載しなければならない。

第五條 前條第一項の規定による届出をしようとする發行者は、その者が会社である場合（当該有價証券の發行により会社を設立する場合を含む。）においては、証券取引委員会規則で定める様式により、左に掲げる事項を記載した届出書三通を証券取引委員会に提出しなければならない。

一 目的、商号及び資本又は出資に関する事項
二 本店、支店、工場又は事業場の名称及び所在の場所
三 事業

四 役員（取締役、監査役又はこれに準ずべき者をいう。以下同じ。）の氏名及び住所並びにその有する当該会社の発行する株式の種類及び数又はその者が当該会社に対してなした出資の額
五 発起人の氏名及び住所並びにその引き受ける株式の種類及び数

六 当該有價証券の引受人の氏名又は名称及び住所
七 自己又は他人（仮設人を含む。）の名称を以て資本金額（出資総額、純金額又は出資準備金）

及び株金総額の合計額をいう。

以下同じ。の百分の十以上の金額に相当する当該会社の株式を有し、又は出資をしている株主又は出資者（以下主要株主という。）の氏名又は名称及び住所並びに当該株主の有する株式の種類及び数又は当該出資者の出資の額

八 当該有価証券の銘柄、券面額及び発行数 株式については、数種の株式がある場合においては、その各種の株式の内容及び数 社債については、その利率、償還の方法及び期限、利息支拂の方法及び期限並びに担保の種類、目的物及び順位、先順位の担保を附けた債権の金額その他担保の目的物に關し担保権者に対抗する権利

九 当該有価証券の募集又は募集の委託の條件

十 当該有価証券の引受人に支拂う手数料、報酬その他の対償その他発行に關し会社が負担すべき費用の概算額

十一 当該有価証券の発行價額の総額から前号の費用の概算額を控除した額及びその使用の目的並びにその資金を以て事業の買収に充てるときは、その事業の業務及び財産の概要

十二 当該会社の発行した有価証券（第八号に掲げるものを除く。）の銘柄、券面額、発行数及び最近三事業年度末における價格

十三 役員その他の者（使用人を含む。）の氏名又は名称及び住所並びに当該者の有する株式の種類及び数又は当該出資者の出資の額

十四 当該会社から十万円を超える金額の貸付を受けている役員又は使用人の氏名及び貸付金額

十五 発起人が受け又は受けるべき特別利益の内容及びその者の氏名

十六 現物出資をなし又はなした者の氏名、出資の目的たる財産の種類、その價額及びこれに對して與え又は與えた株式の種類及び数

十七 会社の成立後に譲り受けることを約した財産の種類、その價額及び譲渡人の氏名

十八 營業の全部又はその主要な部分の貸借又は經營の委任、他人と營業上の損益全部を共通にする契約その他これに準ずる契約（通常の業務としてなすものを除く。）の内容

十九 前各号に掲げるものの外目録見書に記載しようとする事項

前項の届出書は、発起人又は役員（外國会社については、商法第四百七十九條第二項に規定する代表者）の全員がこれに署名又は記名押印したものでなければならぬ。

第一項の規定による届出書には、左に掲げる書類を添附しなければならない。

一定款

株式申込証又は社債申込証

三日間見書

四 届出前九十日以内の日の現在における貸借対照表

五 最近三事業年度の損益計算書

六 第一項第十八号に掲げる契約書の写

外國会社が提出する届出書については、証券取引委員会規則で定めるところにより、これに記載すべき事項又は添附すべき書類を省略することができる。

第六條 第四條第一項の規定による届出をしようとする者は、届出に際し、手数料を納めなければならない。

前項の手料は、募集又は賣出の券面総額の万分の一に相當する金額とし、その額が五百円未満の場合においては、これを五百円とする。

第一項の手料は、前條に規定する届出書のうち一通に、手数料の金額に相當する額の収入印紙をはつて、これを納めなければならない。

第七條 第五條第一項又は第三項の規定による届出書類のうち、訂正を必要とするものがあるときは、届出者（会社成立後は、その会社）は訂正届出書を証券取引委員会に提出しなければならない。

第五條第二項の規定は、前項の規定による訂正届出書に、これを準用する。

第八條 第四條第一項の規定による届出は、証券取引委員会が第五條第一項の規定による届出書を受理した日から三十日を経過した日に、その効力を生ずる。

前項の期間内に前條の規定による訂正届出書の提出があつた場合においては、証券取引委員会がこれを受理した日に、第五條第一項の規定による届出書の受理があつたものとみなす。

証券取引委員会は、第四條第一項第三項又は前條の規定による届出書類の記載によつて当該有価証券の内容が公衆に容易に理解されないと認める場合においては、第一項に規定する期間に満たない期間を指定することができる。この場合においては、第四條第一項の規定による届出は、その期間を経過した日に、その効力を生ずる。

第二項の規定は、前項の規定による期間の指定があつた場合に、これを準用する。

第九條 証券取引委員会は、第五條第一項第三項又は第七條の規定による届出書類に形式上の不備があり、又はその書類に記載すべき重要な事項の記載が不十分であると認めるときは、届出者に通知して審問を行つた後、理由を示し訂正届出書の提出を命ずることができる。

前項の規定による処分があつた場合においては、第四條第二項の規定による届出は、前項の場合に、これを準用する。

第十條 証券取引委員会は、有価証券届出書のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項若しくは誤解を生ぜしめないために必要な重要な事項の記載が欠けていることを発見したときは、何時でも届出者に通知して審問を行つた後、理由を示し、訂正届出書の提出を命じ、必要があると認めるときは、第四條第一項の規定による届出の効力を停止を命ずることができる。

前條第二項及び第三項の規定は、第四條第一項の規定による届出がその効力を生ずることとなる日前に前項の規定による訂正届出書の提出命令があつた場合に、これを準用する。

第一項の規定による停止命令があつた場合において、同項の規定による訂正届出書が提出され、且つ、証券取引委員会がこれを適當と認めたときは、証券取引委員会は、同項の規定による停止命令を解除するものとする。

第十一條 第五條第二項の規定は、前二條の訂正届出書に、これを準用する。

第十二條 第四條第一項の規定による届出がその効力を生じた日以後において提出される第七條の規定による訂正届出書については、証券取引委員会がその形式に不備がなく、且つ、重要な事項について記載が十分であると認める場合に

その効力を生ずることとなつた日以後は、これをなすことができる。

第十條 証券取引委員会は、有価証券届出書のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項若しくは誤解を生ぜしめないために必要な重要な事項の記載が欠けていることを発見したときは、何時でも届出者に通知して審問を行つた後、理由を示し、訂正届出書の提出を命じ、必要があると認めるときは、第四條第一項の規定による届出の効力を停止を命ずることができる。

おいては、証券取引委員会が指定する日に、訂正の効力を生ずる。

第十三条 第四項第一項の規定による届出がその効力を生じた有価証券の発行者は、当該有価証券の募集又は賣出に際し、目論見書を作成しなければならない。

前項の目論見書は、有価証券届出書のうち第五條第一項に掲げる事項について記載された内容と同一の内容を記載したものでなければならない。

前項の規定により目論見書に記載すべき事項のうち証券取引委員会が公益又は投資者保護のため必要でないとして認め、これを省略することが出来る。

証券取引委員会が公益又は投資者保護のため必要且つ適當であると認めて証券取引委員会規則で定める事項については、これに関する内容を目論見書に記載しなければならない。

何人も、有価証券の募集又は賣出のために、第二項若しくは前項の規定により記載すべき内容と異なる内容を記載した目論見書を使用し、又は第二項若しくは前項の規定により記載すべき内容と異なる内容の表示をしてはならない。

前項の規定は、第二條第十項但書に掲げる事項のみを表示することを妨げるものではない。

第十四条 有価証券に關し第四條第一項の規定による届出がその効力を生じた日から一年を経過した後において使用される当該有価証券に關する目論見書に記載されるべ

き内容については、前條第二項の規定は、これを適用しない。この場合においては、当該目論見書に記載されるべき内容は、その使用前一年以内の日の現在の事実と合致したものでなければならない。

前條第三項乃至第六項の規定は、前項の場合に、これを準用する。

第十五条 何人も、有価証券に關し第四條第一項の規定による届出がその効力を生じているのでなければ、当該有価証券を取得させ若しくはその取得の申込をし、又は賣付若しくは賣付後の受渡のためにこれを交付してはならない。

何人も、第四條第一項の規定による届出がその効力を生じた有価証券については、第十三條の規定に適合する目論見書を予め又は同時に交付するものでなければ、これを取得させ、又は賣付のためにこれを交付してはならない。

前二項の規定は、左に掲げる場合については、これを適用しない。

一 有価証券の発行者、賣出をなす者、引受人又は証券業者のいずれでもない者がなす場合
二 有価証券の発行者又はその賣出をなす者が募集又は賣出によらないでなす場合
三 証券業者又は当該有価証券の引受人であつた者がなす場合

で、左の各号に該当する以外のもの
イ 当該有価証券に關し第四條第一項の規定による届出がそ

の効力を生じた日以後一年（第十條第一項の規定による停止命令があつた場合においては、当該停止命令があつた日からその解除があつた日までの期間は、これを算入しない。）以内においてなす場合
ロ 有価証券の募集又は賣出を分担する者であつた場合において、自己が引き受けた部分についてなす場合

四 証券業者が顧客の委託に基づいてなす場合 但し、その委託が当該証券業者の勧誘に基づく場合は、この限りでない。

第十六条 第四條第一項又は前條の規定に違反して有価証券を取得させた者は、これを取付した者に対し当該違反行為に因り生じた損害を賠償する責に任ずる。

第十七条 重要な事項について虚偽の表示があり、又は表示すべき重要な事項若しくは誤解を生ぜしめないために必要な重要な事実の表示が欠けている目論見書その他の表示を使用して有価証券を取得させた者は、表示が虚偽であり、又は欠けていることを知らないで当該有価証券を取得した者が受けた損害を賠償する責に任ずる。但し、賠償の責に任ずべき者が、表示が虚偽であり、又は欠けていることを知らず、且つ、相當な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかったことを証明したときは、この限りでない。

第十八条 有価証券届出書のうちに、重要な事項について虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項若しくは誤解を生ぜしめないために必要な重要な事実の記載が欠けているときは、左の各号に掲げる者は、当該有価証券を取得した者に対し、連帶して損害賠償の責に任ずる。但し、当該有価証券を取得した者がその取得の申込の際記載が虚偽であり、又は欠けていることを知つていたときは、この限りでない。

一 有価証券届出書の届出者
二 有価証券届出書に署名又は記名押印した者
三 当該発行者である会社の役員候補者としてその氏名がその者の同意を得て有価証券届出書に記載された者

四 技術者、鑑定人その他の専門家（以下専門家という。）であつて、有価証券届出書の作成に關して使用される資料報告若しくは鑑定を提供し、又は有価証券届出書の記載の一部が眞実であることを保証したものとしてその氏名がその者の同意を得て有価証券届出書に記載された者
但し、自己の提供し、又は保証した部分についてのみ、その責に任ずる。

五 当該有価証券の引受人 但し、第四條第一項の規定による届出がその効力を生じた日以後に当該有価証券の引受人となつた場合においては、有価証券届出書のうち引受人となつた日の現在及びその日後の記載についてのみ、その責に任ずる。

当該有価証券の発行者が第四條第一項の規定による届出がその効

力を生じた日（その日が会社成立の日以前であるときは、会社成立の日）以後一年間の損益計算を含む損益計算書を公表した場合においては、その公表の後に当該有価証券を取得した者は、その者が有価証券届出書のうち重要な事項についての虚偽の記載を信じ、又は記載すべき重要な事項若しくは誤解を生ぜしめないために必要な重要な事実の記載が欠けていることを知らないで当該有価証券を取得したことを証明しなければ、前項の規定による賠償を請求することができない。

第十九条 前條の規定により賠償の責に任ずべき者で当該有価証券の発行者以外の者は、左に掲げる事項の一を証明した場合においては、同條の規定による賠償の責に任じない。

一 その者が、有価証券届出書のうちその者が責に任ずべき部分について届出の効力が生ずる日前に同條第二号第三号に規定する地位を辭し、第三号第四号に規定する同意を撤回し、又は第五号に規定する引受人となる契約を解除し、且つ、その旨及び有価証券届出書のうち当該部分について責に任じない旨を書面を以て証券取引委員会及び当該有価証券の発行者に通知したと

二 その者が、有価証券届出書のうちその者が責に任ずべき部分について届出の効力が生じたことを知らなかつた場合においては、届出の効力が生じた旨を知

力を生じた日（その日が会社成立の日以前であるときは、会社成立の日）以後一年間の損益計算を含む損益計算書を公表した場合においては、その公表の後に当該有価証券を取得した者は、その者が有価証券届出書のうち重要な事項についての虚偽の記載を信じ、又は記載すべき重要な事項若しくは誤解を生ぜしめないために必要な重要な事実の記載が欠けていることを知らないで当該有価証券を取得したことを証明しなければ、前項の規定による賠償を請求することができない。

つた後遅滞なく、同條第二号第三号に規定する地位を辭し、第三号第四号に規定する同意を撤回し、又は第五号に規定する引受人となる契約を解除し、且つ、その旨及び有價証券届出書のうち当該部分について實に任じない旨を書面を以て証券取引委員会及び当該有價証券の発行者に通知し及び廣告したこと

三 その者が、有價証券届出書のうち専門家の提供した資料、報告若しくは鑑定に基いて作成された部分、専門家とその記載について眞実であることを保証した部分及び公務員の陳述又は公文書に基いて作成された部分のいずれでもない部分について、作成前相当な調査をした上、その記載が眞実であり、又、記載すべき重要な事項及び誤解を生ぜしめないために必要な重要な事実の記載が欠けていなかったと信じ、且つ、信じたことに十分な理由があつたこと

四 専門家が、有價証券届出書のうち自己の提出した資料、報告若しくは鑑定に基いて作成された部分又は自己がその記載について眞実であることを保証した部分について、作成前相当な調査をした上、その記載が眞実であり、又、記載すべき重要な事項及び誤解を生ぜしめないために必要な重要な事実の記載が欠けていなかったと信じ、且つ、信じたことに十分な理由があつたこと

五 その者が、有價証券届出書のうちその者以外の専門家の提供した資料、報告若しくは鑑定に基いて作成された部分又はその者以外の専門家がその記載について眞実であることを保証した部分について、虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項若しくは誤解を生ぜしめないために必要な重要な事実の記載が欠けていたこと、又、その部分がその者以外の専門家の提供した資料、報告若しくは鑑定の内容と異なり、又はこれを十分に表わしてゐなかつたことを知らず、且つ、信すべき十分な理由がなかつたこと

六 その者が、有價証券届出書のうち公務員の陳述又は公文書に基いて作成された部分について、虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項若しくは誤解を生ぜしめないために必要な重要な事実の記載が欠けていたこと、又、その部分が公務員の陳述若しくは公文書の内容と異なり、又はこれを十分に表わしてゐなかつたことを知らず、且つ、信すべき十分な理由がなかつたこと

定の内容と異なり若しくはこれを十分に表わしてゐなかつたこと

五 その者が、有價証券届出書のうちその者以外の専門家の提供した資料、報告若しくは鑑定に基いて作成された部分又はその者以外の専門家がその記載について眞実であることを保証した部分について、虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項若しくは誤解を生ぜしめないために必要な重要な事実の記載が欠けていたこと、又、その部分がその者以外の専門家の提供した資料、報告若しくは鑑定の内容と異なり、又はこれを十分に表わしてゐなかつたことを知らず、且つ、信すべき十分な理由がなかつたこと

六 その者が、有價証券届出書のうち公務員の陳述又は公文書に基いて作成された部分について、虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項若しくは誤解を生ぜしめないために必要な重要な事実の記載が欠けていたこと、又、その部分が公務員の陳述若しくは公文書の内容と異なり、又はこれを十分に表わしてゐなかつたことを知らず、且つ、信すべき十分な理由がなかつたこと

第二十條 第十八條第一項の規定により賠償の責に任ずべき額は、請求権者が当該有價証券の取得について支拂つた額（当該有價証券の募集價格又は賣出價格に取得した

有價証券の数を乗じた額を超えないものとする。）から左の各号の一に掲げる額を控除した額とする。
一 当該有價証券の事実上の口頭弁論終結の時ににおける市場價額（市場價額がないときは、その時における処分推定價額）
二 前号の時前に当該有價証券を処分した場合においては、その処分價額

有價証券の数を乗じた額を超えないものとする。）から左の各号の一に掲げる額を控除した額とする。
一 当該有價証券の事実上の口頭弁論終結の時ににおける市場價額（市場價額がないときは、その時における処分推定價額）
二 前号の時前に当該有價証券を処分した場合においては、その処分價額

第十八條第一項の規定により賠償の責に任ずべき者は、当該請求権者が受けた損害の額の全部又は一部が有價証券届出書のうちその者が責に任ずべき部分について虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項若しくは誤解を生ぜしめないために必要な重要な事実の記載が欠けていたことに因つて生ずべき当該有價証券の値下り以外の事情に因り生じたことを証明した場合においては、その全部又は一部については、賠償の責に任じない。

第二十一條 第十八條第一項の規定による賠償の請求権は、請求権者が有價証券届出書のうち重要な事項について虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項若しくは誤解を生ぜしめないために必要な重要な事実の記載が欠けていたことを知つた時、又は相當な注意を以て知ることができた時から一年間、これを行わないときは、消滅する。当該有價証券に關し第四條第一項の規定による届出がその効力を生じた時から三年間（第二十條第一項の規定による停止命令があつた場合においては、当該停止命令があつた日からその解除があつた日までの期間は、これを算入しない）、これを行わないときも、また、同様とする。

第二十二條 第十八條第一項各号に掲げる者の名義の株式を実質的に有する等の方法によつてその者を支配する者は、同條同項各号に掲げる者と連帶して同條の規定による賠償の責に任ずる。但し、支配する者が、その支配を受ける者が賠償の責に任ずべき原因となる事実があることを知らず、且つ、知らなかつたことに十分な理由があつたことを証明したときは、この限りでない。

前項の場合においては、第十八條第一項各号に掲げる者を支配する者は、これを同條同項各号に掲げる者とみなす。

第二十三條 何人も、有價証券に關し第四條第一項の規定による届出があり、且つ、その効力が生じたこと、又は第二十條第一項の規定による停止命令が解除されたことを以て、証券取引委員会が当該届出に係る有價証券届出書の記載が眞実且つ正確であり若しくはそのうちに重要な事項の記載が欠けていないことを確認し、又は当該有價証券の價値を保証若しくは承認したものであるとみなすことができない。

何人も、前項の規定に違反する表示をすることができない。

第二十四條 第四條第一項の規定による届出がその効力を生じた有價証券の発行者は、事業年度ごとに、証券取引委員会が公益又は投資者保護のため必要且つ適當であると認めて証券取引委員会規則で定める様式により、当該有價証券に關する報告書を作成し、毎事業年度経過後二箇月以内に、これを証券取引委員会に提出しなければならない。

第七條、第九條第一項及び第十條第一項の規定は、前項の規定による報告書について、これを運用する。

第二十五條 有價証券届出書及び前條の規定による報告書は、証券取引委員会規則で定めるところにより、証券取引委員会にこれを備え置き、公衆の縦覧に供しなければならぬ。

有價証券の発行者がその事業上の秘密保持の必要により前項に規定する書類の一部について公衆の縦覧に供しないことを証券取引委員会に申請し、証券取引委員会が当該申請を承認した場合においては、前項の規定にかかわらず、その一部は、公衆の縦覧に供しないものとする。

何人も、命令の定める額の手数を納め、第一項に規定する書類の謄本又は抄本の交付を請求することができない。但し、前項の規定により公衆の縦覧に供しない部分については、この限りでない。

第二十六條 証券取引委員会は、公益又は投資者保護のため必要且つ適當であると認めるときは、有價証券届出書の届出者若しくは有價証券の発行者は、事業年度ごとに、証券取引委員会が公益又は投資者保護のため必要且つ適當であると認めて証券取引委員会規則で定める様式により、当該有價証券に關する報告書を作成し、毎事業年度経過後二箇月以内に、これを証券取引委員会に提出しなければならない。

第七條、第九條第一項及び第十條第一項の規定は、前項の規定による報告書について、これを運用する。

第二十五條 有價証券届出書及び前條の規定による報告書は、証券取引委員会規則で定めるところにより、証券取引委員会にこれを備え置き、公衆の縦覧に供しなければならぬ。

証券の引受人その他の関係者に対し参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該官吏をしてその者の帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

第二十七條 第五條乃至第十四條、第十八條乃至第二十三條及び前二條の規定は、発行者が会社以外の者である場合に、これを準用する。この場合において、必要な事項は、証券取引委員会規則で、これを定める。

第三章 証券業者

第二十八條 証券業者は、証券取引委員会に備える証券業者登録簿に登録された者でなければ、これを営んではならない。

証券業者を営もうとする者は、左に掲げる事項を記載した登録申請書を証券取引委員会に提出しなければならない。

一 商号

二 本店その他の営業所又は代理店の名称及び所在の場所

三 会社であるときは、その資本金額及び役員の名

四 個人であるときは、その者の氏名

前項の登録申請書には、左に掲げる書類を添附しなければならない。

一 会社であるときは、定款、会社登記簿の謄本、主要株主の氏名又は名称及びその有する株式の数はその者のなした出資の金額を記載した書面、役員の名、戸籍謄本及びその者が第三十一條第一号、第二号及び第

四号の規定に該当しないことを誓約する書面、直前事業年度の貸借対照表及び損益計算書並びに証券取引委員会規則で定める様式により作成した営業用純資本額に関する調書（以下営業用純資本額調書という。）

二 個人であるときは、その者及び法定代理人の履歴書、戸籍謄本及び第三十一條第一号、第二号、第四号及び第五号の規定に該当しないことを誓約する書面並びに営業用純資本額調書

三 代理店があるときは、代理店契約書の写

前項第一号又は第二号の営業用純資本額調書は、登録申請日前三十日以内の日の現在において作成したものでなければならない。

第二十九條 前條の規定による登録の申請があつた場合においては、第三十一條又は第三十五條の規定により登録を拒否する場合の外、証券取引委員会は、登録申請書を受理した日から三十日を経過した日又は証券取引委員会が三十日に満たない期間を定めて当該登録申請者に通知した場合にはその期間を経過した日において、証券業者登録簿に左に掲げる事項を登録する。

一 商号

二 本店その他の営業所又は代理店の名称及び所在の場所

三 会社であるときは、その資本金額及び役員の名

四 個人であるときは、その者の氏名

五 登録年月日

第三十條 証券取引委員会は、前條の規定による登録をした場合においては、遅滞なくその旨を登録申請者に通知しなければならない。

前項の通知を受けた者は、通知を受けた日から三十日以内に、命令の定めるところにより登録手数料を納め、且つ、営業保証金を供託しなければならない。

登録申請者は、営業保証金の供託をしたときは、遅滞なく供託受領証の写を添附して、その旨を証券取引委員会に届け出なければならない。

登録申請者は、登録手数料を納め、且つ、営業保証金を供託した後でなければ、証券業者を営んではならない。

第二項に規定する期間内に同項の規定による納付及び供託をしない者については、証券取引委員会は、その者に通知して審問を行つた後、その登録を取り消すことができる。

第三十一條 証券取引委員会は、登録申請者が左の各号の一に該当するときは、又は登録申請書若しくはその添附書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、登録申請者に通知して審問を行つた後、その登録を拒否しなければならない。

一 破産者で復権を得ないもの
二 禁錮以上の刑又はこの法律により罰金の刑に処せられ、その執行を終つた後又は執行を受け

ることがないこととなつた日から五年を経過するまでの者
三 この法律の規定により登録を取り消され、取消の日から五年を経過するまでの者
四 第四百八十七條の規定による裁判所の命令を受けた後一年を経過するまでの者

五 営業に關し成年者と同一の能力を有しない未成年者又は禁治産者でその法定代理人が前各号の一に該当するもの

六 会社でその役員のうち第一号乃至第四号の一に該当する者のあるもの

七 他の証券業者が現に使用する商号と同一の商号を当該証券業者の許諾を得ないで使用しようとする者

第三十二條 証券業者は、第二十八條第二項各号に掲げる事項について変更があつたときは、遅滞なくその旨の変更届出書を証券取引委員会に提出しなければならない。

前項の場合においては、その変更を証する書面を変更届出書に添附しなければならない。但し、その変更が本店及び支店以外の営業所又は代理店の名称又は所在の場所に關するものであるときは、この限りでない。

第一項の規定による変更の届出が、あらたに就任した役員に係るものであるときは、当該役員の名、戸籍謄本及びその者が第三十一條第一号、第二号及び第四号の規定に該当しないことを誓約する書面を、あらたに代理店を設置

したことに係るものであるときは、当該代理店契約書の写を変更届出書に添附しなければならない。

第二十九條、第三十條第一項及び前條の規定は、第一項の規定による変更の届出について、これを準用する。

第三十三條 証券業者は、あらたに支店その他の営業所を設置した場合において、証券取引委員会から変更の通知を受けたときは、通知を受けた日から三十日以内に、当該営業所についての営業保証金を供託しなければならない。

第三十條第三項乃至第五項の規定は、前項の場合において、これを準用する。

第三十四條 証券業者の負債総額のその営業用純資本額に対する比率は、証券取引委員会が公益又は投資者保護のため必要且つ適當であると認めて二十倍の限度内において証券取引委員会規則で定める率を超えてはならない。

前項の規定において、営業用純資本額は左の一に掲げる資産の合計金額から左の二に掲げる負債の合計金額を控除した額とし、負債総額は左の二に掲げる負債の合計金額とする。

一 資産

イ 現金

ロ 預け金

ハ 所有有價証券（借入金金の担保に供している國債証券及び地方債証券を除く。）
ニ 貸付有價証券

ホ 預け有價証券
保管有價証券
營業保証金、會員信託金その他の保証金
有價証券の賣買その他の取引に因り生じた顧客に対する貸残高
貸付金
未収入金
その他土地、建物、備品器具、營業権その他の固定資産を除き証券取引委員会規則で定める資産
二 負債
借入金（土地、建物その他の固定資産、國債証券又は地方債証券を担保とするものを除く）
借入有價証券
預り有價証券
有價証券の賣買その他の取引に因り生じた顧客に対する借残高
借入金
未拂金
その他証券取引委員会規則で定める負債
前項の資産及び負債の評価基準は、証券取引委員会規則でこれを定める。
第三十五條 証券取引委員会は、登録申請者の負債総額のその營業用純資本額に対する比率が前條第一項の規定により証券取引委員会規則で定める率を超える場合においては、登録申請者に通知して審問を行つた後、この登録を拒否しなければならぬ。
第三十六條 証券取引委員会は、第三十一條又は前條の規定により登録を拒否した場合においては、遅滞なく理由を示しその旨を登録申請者に通知しなければならぬ。
第三十七條 証券業者は、營業を開始したときは、遅滞なくその旨を証券取引委員会に届け出なければならぬ。

第三十八條 証券取引委員会は、証券業者が証券業を営むことができないこととなつた日から三箇月以内の營業を開始しないとき、又は引続き三箇月以上その營業を休止したときは、当該証券業者に通知して審問を行つた後、その登録を取り消すことができる。
第三十九條 証券取引委員会は、証券業者が第三十一條第一号、第二号又は第四号乃至第七号の一に該当することとなつたとき、又は登録當時同條各号の一に該当していたことが発見されたときは、当該証券業者に通知して審問を行つた後、その登録を取り消すことができる。
証券取引委員会は、不正の手段により第二十九條の規定による登録を受けた者のあることを発見したときは、当該証券業者に通知して審問を行つた後、その登録を取り消すことができる。
第四十條 証券取引委員会は、証券業者の負債総額のその營業用純資本額に対する比率が第三十四條第一項の規定により証券取引委員会規則で定める率を超えることとなつたときは、当該証券業者に通知して審問を行つた後、理由を示しその營業の停止を命じなければならぬ。
前項の場合において、当該証券業者が六箇月以内に第三十四條の規定に適合することとなつたときは、証券取引委員会は、前項の規定による命令を取り消さなければならぬ。
第四十一條 第三十條第三項に規定する營業保証金の額は、当該証券業者の本店については十万円、支店その他の營業所については營業所に五万円とする。
營業保証金は、証券取引委員会規則で定めるところにより、國債証券を以て、これに充てることができる。
營業保証金の供託は、当該証券業者の本店の所在地を管轄する供託局に、これをしなければならぬ。
証券業者と証券業に關し取引をした者は、その取引に因り生じた債權に關し、營業保証金について、他の債權者に先立ち弁済を受ける權利がある。
第四十二條 証券業者又はその代理店は、營業所又は代理店ごとに、その見易い箇所に、証券取引委員会規則で定める標識を掲げなければならぬ。
第四十三條 証券業者が同一の商号により証券業以外の營業を営もうとするときは、証券取引委員会の承認を受けなければならぬ。
前項の場合において、証券取引委員会は、当該証券業者が証券業以外の營業を営むことに因りその支拂能力が薄弱となりその他投資者の保護に欠けることとなる虞があることを認めるときは、当該証券業者に通知して審問を行つた後、理由を示し前項の承認を與えないことができる。
第四十四條 証券業者は、その代理店がその証券業者のためなした有價証券の賣買その他の取引の取扱につき損害を與えた者に對し、その損害を賠償する責に任じなければならぬ。
第四十五條 証券業者は、社債募集の受託会社となることができる。
証券業者は、他の法律の規定にかかわらず、すべて取引人となることができる。
第四十六條 証券業者は、顧客から

有價証券の取引に關する注文を受けたときは、予めその者に對し自己がその相手方となつて当該賣買を成立せしめるか、又は媒介し、取次し、若しくは代理して当該賣買を成立せしめるかの別を明かにしなければならぬ。
第四十七條 証券業者は、有價証券に關する同一の賣買について、その本人となると同時に、その相手方の取次をなす者又は代理人となることができない。
第四十八條 証券業者は、有價証券の賣買その他の取引が成立したときは、遅滞なく、証券取引委員会規則で定める様式により、賣買報告書を作成し、これを顧客に交付しなければならぬ。
第四十九條 証券業者が有價証券の賣買その他の取引についてその顧客に供與することができ信用の額は、当該取引に係る有價証券の時價に証券取引委員会の申出により大藏大臣の定める率を乗じた額を超えてはならない。
前項の規定により大藏大臣の定める率は百分の五十五を超えてはならない。
前二項に規定するものの外、信用の供與に關して必要な事項は、証券取引委員会規則でこれを定める。
第五十條 前條の規定により有價証券の賣買その他の取引について信用を供與する者は、大藏大臣が公益又は投資者保護のため必要と認めるときは、証券取引委員会規則で定めるところにより、信用供與に關する報告書を大藏大臣に提出しなければならぬ。
前項の規定により報告書を提出しなければならぬ者が報告書を提出せず、又はその中に記載すべき事項を十分に記載しなかつた場合においては、大藏大臣は、同項の規定による報告書に記載すべき事項について必要な資料を得るため、必要な報告を徴し、又は当該官吏をしてその者の帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

第五十一條 証券業者は、証券取引委員会規則で定めるところに違反して、顧客の書面による同意を受け、又はその計算において自己が占有する有價証券を他の者の有價証券と混同して担保に供してはならない。
証券業者は、顧客に對する債權の担保として占有している有價証券を当該債權の額を超える額の債務の担保に供してはならない。
証券業者は、証券取引委員会規則で定めるところに違反して、顧客の書面による同意を受け、又はその計算において自己が占有する有價証券を他人に貸付してはならない。
第五十二條 証券業者の營業年度は、四月から九月まで及び十月から翌年三月までとする。
第五十三條 証券業者は、營業年度ごとに、証券取引委員会規則で定める様式により、營業報告書を作成し、毎營業年度終了後三箇月以内に、これを証券取引委員会に提出しなければならぬ。
証券取引委員会は、公益又は投資者保護のため必要と認めるときは、証券業者が、公益又は投資者保護のため必要と認めるときは、証券業者が、証券取引委員会の指示するところのに従い前項の營業報告書の全部又は一部を新聞紙に掲載すべき旨を命ずることができる。
第五十四條 証券業者は、左の各号の一に該当する場合においては、遅滞なくその旨を証券取引委員会に届け出なければならぬ。
一 定款又は組織を変更したとき
二 本店その他の營業所の營業を休止し若しくは再開したとき、

又は代理店が代理店としての営業を休止し若しくは再開したとき
三 証券業務以外の営業を廃止したとき
四 代理店契約の変更があつたとき
五 第三十一條第一号、第二号又は第四号乃至第六号の一に該当することとなつたとき
六 負債総額のその営業用純資本額に対する比率が第三十四條第一項の規定により証券取引委員会に届け出なければならぬとき
前項第一号の場合においては、証券取引委員会の議事録の謄本又は社員同意があつたことを知るに足る書面を、第四号の場合においては代理店契約書の写を、届出に際して証券取引委員会に提出しなければならぬ。

第五十五條 証券取引委員会は、公益又は投資者保護のため必要且つ適當であると認めるときは、証券業者に対しその営業若しくは財産に關し参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該官吏をして当該証券業者の営業若しくは財産の状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

第五十六條 証券業者は、その使用人を、自己の営業所以外の場所において有價証券の募集若しくは買入又は有價証券市場における買入取引の委託の勧誘に従事させようとするときは、その使用人（以下有價証券外務員という。）について、左に掲げる事項を証券取引委員会に届け出なければならぬ。
一 氏名及び生年月日
二 住所
三 有價証券外務員の業務に従事したことの有無 従事したことのある者については、その所屬した証券業者の氏名又は名称及び

従事した期間
証券業者は、前項第一号及び第二号に掲げる事項について変更があつた場合においては、遅滞なくその旨を証券取引委員会に届け出なければならぬ。
証券業者は、その有價証券外務員との雇傭關係が消滅したとき、又はその有價証券外務員をその業務に従事させなくなつたときは、遅滞なくその旨を証券取引委員会に届け出なければならぬ。
第五十七條 証券取引委員会は、証券業者の営業又は財産管理の状況に照らし、その支拂能力が薄弱であるか、又は薄弱となる虞がある場合において公益又は投資者保護のため必要且つ適當であると認めるときは、当該証券業者に通知して審問を行つた後、理由を示し、その登録を取り消し、又は六箇月以内の期間を定めてその営業の停止を命ずることができる。
第五十八條 何人も、左の各号の一に掲げる行為をしてはならない。
一 有價証券の買入その他の取引について、不正の手段、計画又は技巧をなすこと
二 有價証券の買入その他の取引について、重要な事項について虚偽の表示があり、又は誤解を生ぜしめないうために必要な重要な事実の表示が欠けている文書その他の表示を使用して金銭その他の財産を取得すること
三 有價証券の買入その他の取引を誘引する目的を以て、虚偽の相場を利用すること
第五十九條 証券取引委員会は、証券業者又はその役員が法令又は法令に基いてする行政官廳の処分違反した場合においては、その者に通知して審問を行つた後、理由を示し、その登録を取り消し、又は六箇月以内の期間を定めてその営業の停止を命じ若しくは役員解任を命ずることができる。

第六十條 第三十六條の規定は、証券取引委員会が第三十條第五項、第三十八條、第三十九條、第四十條第三項、第五十七條又は前條の規定により登録を取り消した場合に、これを準用する。
第六十一條 有價証券の引受人となつた証券業者は、当該有價証券を賣却する場合において、引受人となつた日から六箇月を経過する日までは、その買主に対し買入代金につき貸付その他信用の供與をしてはならない。
第六十二條 証券業者が左の各号の一に掲げる場合に該当することとなつたときは、当該各号に掲げる者は、遅滞なくその旨を証券取引委員会に届け出なければならぬ。
一 会社が合併し、その業務を執行する役員であつた者
二 会社が合併又は破産以外の事由に因り解散した場合においてはその清算人
三 個人が死亡した場合においてはその相続人
四 証券業務を廃止した場合においては、証券業者であつた個人又は証券業者であつた会社の業務を執行する役員
第六十三條 証券取引委員会は、左の各号に掲げる場合においては、当該証券業者の登録原簿につき、当該証券業者に関する登録を抹消する。
一 第三十條第五項、第三十八條、第三十九條、第四十條第三項、第五十七條又は第五十九條の規定により証券業者の登録を取り消した場合
二 前條の規定による届出があつた場合
三 証券取引委員会が前條各号に掲げる場合に該当するものと認めて、当該各号に掲げる者に通知して審問を行つた後、その事実を確認した場合

第三十六條の規定は、前項第三号に規定する事由に因り登録を抹消した場合に、これを準用する。
第六十四條 第三十條第五項、第三十八條、第三十九條、第四十條第三項、第五十七條又は第五十九條の規定により証券業者の登録を取り消された場合及び前條第一項第一号又は第三号に規定する事由に因り証券業者の登録が抹消された場合においては、当該証券業者であつた者又はその一般承継人は、当該証券業者がなした有價証券の買入その他の取引を結了しなければならぬ。この場合においては、当該証券業者であつた者又はその一般承継人は、その買入その他の取引の結了の目的の範囲内において、なおこれを証券業者とみなす。

前項の規定は、証券業者が第四十條第一項、第五十七條、第五十九條又は第六百八十七條の規定により営業の停止を命ぜられた場合、これを準用する。
第六十五條 銀行、信託会社その他の証券取引規則で定める金融機關は、第二條第八項各号に掲げる行為をなすことを営業としてはならない。但し、銀行が顧客の書面による注文を受けてその計算において有價証券の買入をなし、又は銀行、信託会社その他の証券取引委員会規則で定める金融機關が他の法律の定めるところにより投資の目的を以て有價証券の買入をなすのは、この限りでない。
前項の規定は、國債証券、地方債証券並びに政府が元本の償還及び利息の支拂について保証している社債券その他の債券について、これを適用しない。
第六十六條 何人も、証券取引委員会規則で定めるところに違反して、割賦販賣の方法により有價証券を賣付け、又は顧客から予め代

金に充てるべき資金を預り若しくは借り受けておき後に有價証券を賣付けすることを営業としてはならない。但し、当該資金を顧客のために信託会社に信託する場合は、この限りでない。
第四章 証券業協会
第六十七條 証券業者が有價証券の買入その他の取引を公正ならしめ、且つ、投資者の保護に資する目的を以て團體を組織したときは、当該團體は証券取引委員会に備える証券業協会登録原簿に登録を受けることができる。
前項の登録を受けようとするときは、当該團體の代表者は、左に掲げる事項を記載した登録申請書を証券取引委員会に提出しなければならぬ。
一 名称
二 事務所のある場所
三 役員及び協会の氏名又は名称
前項の登録申請書には、当該團體の定款その他の規則を添附しなければならぬ。
第一項の登録を受けた團體は、その名称のうちに証券業協会という文字を用いなければならぬ。
第一項の登録を受けた團體以外の者は、その名称のうちに証券業協会と同一の文字を用いてはならない。
第六十八條 前條の規定による登録の申請があつた場合においては、第六十九條の規定により登録を拒否する場合の外、証券取引委員会は、登録申請書を受理した日から三十日を経過した日又は証券取引委員会が三十日に満たない期間を定めて当該登録申請者に通知した場合においては、その期間を経過した日に、証券業協会登録原簿に左に掲げる事項を登録する。
一 名称
二 事務所のある場所

三 役員及び協会の氏名又は名

四 登録年月日

証券取引委員会は、前項の規定による登録をした場合において、遅滞なくその旨を登録申請者に通知しなければならない。

第六十九條 証券取引委員会は、第六十七條の規定による登録の申請があつた場合において、左の各号の一に該当するものと認めるとき、又は登録申請書のうちに重要な事項について虚偽の記載があり若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、登録申請者に通知して審問を行つた後、その登録を拒否しなければならない。

一 当該団体の定款その他の規則の規定が法令に違反し、又は有価証券の買入その他の取引の公正を確保し、且つ、投資者を保護するために十分でないとき

二 役員のうち第三十一條第一号乃至第五号の一に該当する者のあるとき

第三十六條の規定は、前項の規定による登録の拒否について、これを準用する。

第七十條 証券業協会の代表者は、第六十七條第二号に掲げる事項について変更があつたときは、遅滞なくその旨の変更届出書を証券取引委員会に提出しなければならない。

前二條の規定は、前項の規定による変更の届出について、これを準用する。

第七十一條 証券業協会の定款には、左に掲げる趣旨の規定を設けなければならない。

一 有価証券の買入その他の取引を公正ならしめ、且つ、投資者の保護に資することを目的とする

二 詐欺行爲、相場を操縦する行爲又は不当な手数料若しくは費用の徴収その他の不当な利得行爲

を防止して、取引の信義則を助長することにつとめること

三 証券業者の地理的条件又は業務の種類に関する特別の事由により、証券取引委員会の承認を受けて協会の加入を制限する場合の外、証券業者は何人も協会員として加入することができ

四 法令、法令に基いてする行政官廳の処分若しくは証券業協会若しくは証券取引所の定款その他の規則に違反し、又は取引の信義則に違反する行爲をなして有価証券の買入その他の取引の停止を命ぜられ、又は証券業協会若しくは証券取引所から除名の処分を受けたことのある者について、その者が協会員として加入することを拒否し、又はその者が協会員である場合において、これを除名することができ

五 協会員が法令、法令に基いて行政官廳の処分若しくは当該証券業協会の定款その他の規則に違反し、又は取引の信義則に違反した場合においては、除名その他の制裁を加えられるものであること

六 定款その他の規則の変更、役員を選任その他の重要な事項に関する協会の議決権を保障するものであること

七、経費は、これを協会員に公正に分担させること

第七十二條 証券業協会の定款の変更又はその他の規則の作成、変更若しくは廃止があつた場合は、遅滞なくその旨を証券取引委員会に届け出なければならない。

第七十三條 証券取引委員会は、証券業協会が証券業者に対し協会員として加入することを拒否し、又は協会員に対し除名その他の制裁を加えた場合においては、その職

権により又は当該証券業者若しくは当該協会の申請により、当該処分を審査することができ、前項の規定による申請は、当該処分があつた日から六十日以内に、但し、証券取引委員会規則で六十日を超える期間を定めた場合においては、その期間内において、これをなすことができる。

証券取引委員会は、第一項の規定による審査をする場合において、一切の關係事項を考慮して審問を行つた後、理由を示し同項の規定による処分を承認し、又はその変更若しくは取消を命じなければならない。

証券取引委員会は、第一項の規定による審査を開始したときは、その旨を当該証券業協会に通知しなければならない。

前項の規定による通知があつたときは、第三項の規定による処分がある日まで証券業協会の第一項の規定による処分の効力は停止せられるものとする。

第七十四條 証券取引委員会は、証券業協会の定款その他の規則について、証券業協会に対し通知して審問を行つた後、理由を示し有価証券の買入その他の取引の公正を確保し、又は投資者を保護するため必要且つ適當であると認める変更を命ずることができ、

第七十五條 証券取引委員会は、左の各号の一に該当する場合において、公益又は投資者保護のため必要且つ適當であると認めるときは、証券業協会に通知して審問を行つた後、理由を示し当該各号に掲げる処分をすることができ、

一 証券業協会が法令又は法令に基く行政官廳の処分を違反した場合においては、その登録を取り消し、又は一年以内の期間を定めてその業務の停止を命ずること

二 証券業協会の協会員が法令又は法令に基く行政官廳の処分に違反した場合においては、当該協会員を除名すべき旨を当該証券業協会に命ずること

三 証券業協会の役員が当該証券業協会の定款その他の規則の実施を怠り、又はその職権を濫用した場合においては、当該役員を解任すべき旨を当該証券業協会に命ずること

第七十六條 証券取引委員会は、公益又は投資者保護のため必要且つ適當であると認めるときは、証券業協会に対しその業務若しくは財産に關し調査となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該官吏をして当該証券業協会の業務若しくは財産の状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

第七十七條 証券業協会が解散したときは、遅滞なくその代表者であつた者は、遅滞なくその旨を証券取引委員会に届け出なければならない。

第七十八條 証券取引委員会は、証券業協会の登録を取り消した場合又は前條の規定による届出があつた場合においては、証券業協会登録原簿において、当該証券業協会に關する登録を抹消する。

第七十九條 証券業協会が共同の目的を以て團體を組織したときは、当該團體は証券取引委員会に備える証券業協会連合会登録原簿に登録を受けることができる。

前項の登録を受けた團體は、その名称のうちに証券業協会連合会という文字を用いなければならない。

業協会連合会に、これを準用する。

第五章 証券取引所

第一節 設立及び組織

第八十條 証券取引所は、法人とする。

証券取引所は、會員組織とする。

第八十一條 証券取引所は、証券業者でなければ、これを設立することができない。

証券業者は、証券取引所を設立しようとするときは、証券取引委員会に備える証券取引所登録原簿に登録を受けなければならない。

第八十二條 前條第二項の登録を受けようとする者は、左に掲げる事項を記載した登録申請書を証券取引委員会に提出しなければならない。

一 名称

二 事務所及びその開設する有価証券市場の所在の場所

三 役員及び協会の氏名又は名称

前項の登録申請書には、左に掲げる書類を添附しなければならない。

一 定款、業務規程及び受託契約

二 役員履歴書、戸籍謄本及びその者が第三十一條第一号、第二号、第四号及び第五号の規定に該当しないことを誓約する書面

三 會員の氏名又は名称、本店その他の営業所又は代理店の名称及び所在の場所を記載した書面並びに登録申請日前三十日以内の日の現在における営業用純資本額調書

第八十三條 前條の規定による登録の申請があつた場合においては、第八十五條の規定により登録を拒否する場合の外、証券取引委員会は、登録申請書を受理した日から三十日を経過した日又は証券取引委員会が三十日に満たない期間を

定めて当該登録申請者に通知した場合にはその期間を経過した日において、証券取引所登録原簿に左に掲げる事項を登録する。

二 事務所及びその開設する有價

証券市場の所在の場所

三 役員及び会員の氏名又は名称
四 登録年月日

証券取引委員会は、前項の規定による登録をした場合においては、遅滞なくその旨を登録申請者に通知しなければならない。

八十四條 証券取引所は、第八十二條第一項各号に掲げる事項について変更があつたときは、遅滞なくその旨の変更届出書を証券取引委員会に提出しなければならない。

前項の規定による変更の届出があらたに会員となつた者に係るものであるときは、その者の氏名又は名称、本店その他の営業所又は代理店の名称及び所在の場所を記載した書面並びにその者が会員となつた日の現在にその者が営業所

該役員に係るものであるときは、当該役員の履歷書、戸籍謄本並びにその者が第三十一條第一号、第二号、第四号及び第五号の規定に該当しないことを證明する書類と変更

前條及び第八十五條の規定は、
第一項の規定による変更の届出に
ついて、これを準用する。

重要な事項について虚偽の記載があるときは、又は登録申請書のうちに重要な事実の記載があり若しくは重要な事実の記載が

八十二條の規定による登録の申請があつた場合において、左の各号の一に該当するものと認めるとき、又は登録申請書のうちに

欠けているときは、登録申請者に通知して審問を行った後、その登録を拒否しなければならない。

一 定款、業務規程又は受託契約準則の規定が法令に違反し、又は有價証券市場における買賣取引の公正を確保し、且つ、投資者を保護するために十分でないとき

二 役員のうちに第三十一條第一号乃至第五号の一に該当する者のあるとき

三 当該証券取引所がこの法律の規定に適合するように組織されるものでないとき

第三十六條の規定は、前項の規

定による登録の拒否について、これを準用する。

第八十六條 証券取引所は、その目的を達成するために直接必要な業務の外、これを営むことができない。

第八十七條 証券取引所は、二以上の有價証券市場を開設してはならない。

第八十八條 証券取引所の定款には、左に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 目的
- 二 名稱
- 三 事務所の所在地及び有價証券市場を開設する地
- 四 基本金及び出資に関する事項
- 五 會員に関する事項

六	會員信託金に関する事項
七	經費の分担に関する事項
八	役員に関する事項
九	會議に関する事項
十	業務の執行に関する事項
十一	上場有價証券に関する事項
十二	金十二回

十二 会請に關する事項
十三 公告の方法
証券取引所は、その定款を変更したときは、遅滞なくその旨を証券取引委員会に届け出なければならぬ。

八十九條 民法第三十八條第一

項、第四十四條、第五十條、第五十一條、第五十四條、第五十七條、第六十條乃至第六十六條及び

非訟事件手続法第三十五條第一項の規定は、証券取引所に、これを準用する。

第二節 會員

第九十條 証券取引所の會員は、証券業者に限る。

第九十一條 証券取引所は、その定款において、会員の營業用純資本額の最低額を定めることができる。

る。 会員の營業用純資本額が前項の規定により証券取引所の定める額を下ることとなつたときは、証券

取引所は、その者の有價証券市場における賣買取引を停止し、且つ、その旨を証券取引委員会に通知しなければならぬ。

前項の場合において、当該会員の營業用純資本金が六箇月以内に

第一項の規定により証券取引所の定め、額以上に回復したときは、証券取引所は、前項の規定による賣買取引の停止を解除しなければならない。

第二項の場合において、会員の

營業用純資本額が六箇月以内に第一項の規定により証券取引所の定め、額以上に回復しないときは証券取引所は、当該会員を除名しなければならぬ。

第三十四條第二項及び第三項の

規定は、前四項の營業用純資本額に、これを準用する。

第九十二條 會員は、定款の定めるところにより、出資をしなければならぬ。

會員の証券取引所に対する責任は、定款の定めるところによる。

第九十三條 會員の持分は、定款の定めるところにより、証券取引所の承認を受け、当該會員が脱退しようとするときに限り、これを譲り渡すことができる。

第九十四條 會員は、定款の定めるところにより、証券取引所の承認を受けて脱退することができる。

第九十五條 前條に規定する場合の外、會員は、左の事由によつて脱退する。

- 一 會員たる資格の喪失
- 二 死亡又は解散
- 三 餘名

第九十六條 會員が脱退したときは、証券取引所は、定款の定めるところにより、その持分を拂い戻さ

ななければならない。

第九十七條 會員は、定款の定めるところにより、証券取引所に対し、會員信託金を預託しなければなら

會員信認金は、國債証券、地方債証券又は当該証券取引所において上場する社債券若しくは株券のうち証券取引所が証券取引所委員会の承認を受けて指定するものではない。

以て、これに充てることができ
る。

前項の有價証券の代用價額は、
証券取引委員會規則で定めるとこ
ろにより算出した價額を超えては
ならない。

會員に對して有價証券市場における賣買取引の委託をした者は、その委託に因り生じた債權に関して、当該會員の會員信託金について、他の債權者に先立ち弁済を受ける權利がある。

第九十八條、証券取引所は、その定款において、法令、法令に基いてする行政官廳の処分若しくは当該証券取引所の定款、業務規程、受託契約準則その他規則に違反し、又は取引の信義則に背反する行為となし、に金員二割、一萬圓

以下の過怠金を課し、その者の有
價証券市場における賣買取引の停
止若しくは制限を命じ、又は除名
する旨を定めなければならない。

第九十九條 會員が脱退した場合に
おいては、証券取引所は、定款の

定めるところにより、本人若しくはその一般承継人又は他の会員をして、その有價証券市場において

なした賣買取引を結了させなければならぬ。この場合においては、本人又はその一般承継人は、その賣買取引の結了の目的の範囲内において、なおこれを会員とみなす。

前項の規定により証券取引所が他の会員をしてその賣買取引を結了せしむるときは、本人又はその一

般承継人との会員との間に、委任契約が成立していたものとみなす。

置く。

理事	一人
監事	二人以上
役員は、	二人以上
定款の定めるところに	

第百條 証券取引所に、左の役員を

より、会員が、これを選挙する。
第三十一條 第一号乃至第五号の規定に該当する者は、役員となる
ことができない。
第一百一條 理事長は、証券取引所を
代表し、その事務を総理する。

理事は、定款の定めるところにより、証券取引所を代表し、理事長を補佐して証券取引所の事務を掌理し、理事長事故あるときはその職務を代理し、理事長欠員のときはその職務を行う。

監事は、証券取引所の事務を監督する。

第二百二條 役員が第三十一條第一号乃至第五号の一に該当することとなつたときは、その職を失う。

役員は、二以上の証券取引所の役員を兼ねてはならない。

役員は、地位を占めてはならぬ。第三三條 証券取引委員會は、不正の手段により役員となつた者のあることを発見したとき、又は役員が法令若しくは法令に基く行政官廳の処分違反したときは、当該役員に通知して審問を行つた後、

証券取引所に対し理由を示し当該
役員の解任を命じなければならな
い。

第四百四條 証券取引委員会は、理事又は監事の職務を行ふ者のない場合において、必要があるとき認めるときは、仮理事又は仮監事を選任することができる。

第四百五條 証券取引所は、左の方法による外、会員信託金として預託を受けたものを運用することができ、一 國債又は地方債の買入、二 銀行への預け金又は郵便貯金、三 証券取引委員会規則で定めるところによる信託会社へなす金銭信託。

第四百六條 証券取引所の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、その職務に關して知得した秘密を他に漏らし、又は窃用してはならない。

第四節 有價証券市場における買入取引
第四百七條 有價証券市場における買入取引は、当該有價証券市場を開設する証券取引所の会員に限り、これをなすことができる。

第四百八條 証券取引所は、その業務規程において、左に掲げる事項に關する細則を定めなければならない。

一 買入取引の種類及び期限
二 立会の開閉
三 立会の停止
四 買入取引の契約の締結の方法
五 受渡その他の決済方法
六 前各号に掲げる事項の外買入取引に關し必要な事項

証券取引所は、その業務規程を変更したときは、遅滞なくその旨を証券取引委員会に届け出なければならない。

第四百九條 証券取引所は、臨時に立会を開閉し又は停止し若しくは停止を解除したときは、遅滞なくその旨を証券取引委員会に届け出なければならない。

第五百十條 証券取引所は、第五百十三條に規定する場合の外、有價証券の発行者の申請により当該証券取引所に登録した有價証券に限り、これを賣入取引のため上場することができる。

第五百十一條 有價証券の発行者が、前條の規定による申請をし、かつ、載した登録申請書を当該証券取引所に提出するとともに、その旨を証券取引委員会に提出しなければならない。

一 目的及び名称
二 資本又は出資に關する事項
三 事業
四 当該有價証券及びその者の発行するその他の有價証券の銘柄、券面額及び発行数
五 当該有價証券及びその者の発行するその他の有價証券の登録申請日前三箇年以内における募集又は賣出の條件

六 役員、主要株主及び当該有價証券の引受人が所有する当該有價証券の数
七 当該有價証券の分布状況
八 役員その他の者（使用人を除く。）に対し申請日前一箇年間に於いて支拂つた報酬の総額及び同期間内において合計二十万円を超える報酬を受けた者があるときは、その氏名及び報酬の額

前項第七号に掲げる事項は、証券取引委員会規則で定めるところにより、これを記載しなければならない。

第一項の規定による登録申請書には、左に掲げる書面を添附しなければならない。

一 定款
二 最近三事業年度末の貸借対照表
三 最近三事業年度の損益計算書

証券取引委員会は、必要があると認めるときは、第一項の規定による登録申請書に記載すべき事項を追加し、又は省略することを証券取引委員会規則で定めることができる。

第五百十二條 証券取引所は、前條の規定による登録申請書を受理した場合においては、定款の定めるところにより審査した後、適當と認めるときは、その旨を証券取引委員会に届け出なければならない。

証券取引所は、前項の規定により証券取引委員会に届け出た有價証券については、証券取引委員会が当該届出を受理した日から三十日を經過した日又は証券取引委員会が三十日に満たない期間を定めて当該証券取引所に通知した場合に於いて、これを登録しなければならない。

前項の規定による登録は、当該証券取引所に備える上場有價証券登録簿に当該有價証券の発行者の名称、当該有價証券の銘柄及び登録年月日を記載して、これを行ふ。

第五百十三條 証券取引所は、左の各号の一に該當する有價証券について、証券取引委員会に申請し、その承認を受けた場合においては、前條第三項の規定による登録をしないこと、これを賣入取引のため上場することができる。

一 当該証券取引所の所在する都市町村以外の地に所在する他の証券取引所に前條第三項の規定により登録されているもの
二 当該有價証券について第四條第一項の規定による届出がその効力を生じているもの、但し、第二十四條の規定による報告書が引き続き提出されている場合に限る。

証券取引委員会は、前項の規定による申請を受けた場合において、

て、当該証券取引所の所在する地方において当該有價証券が廣く分布され、且つ、その賣入その他の取引が繁盛に行われて、これを当該証券取引所に賣入取引のため上場することが公益又は投資者保護のため必要であるということを認めるのに十分な資料が提出されないときは、当該証券取引所に通知して審問を行つた後、理由を示し前項の承認を與えないことができる。

証券取引所は、第一項第一号に規定する有價証券について、前條第三項の規定による登録がすべて抹消された日以後においては、その上場を廢止しなければならない。

第五百十四條 証券取引所又は当該証券取引所に上場されている有價証券の発行者は、上場有價証券の上場の廢止については、証券取引委員会に申請してその承認を受けなければならない。

証券取引委員会は、前項の規定による申請を受けた場合において、当該有價証券の上場の繼續することが公益又は投資者保護のため必要であると認めるときは、当該申請者に通知して審問を行つた後、理由を示し同項の承認を與えないことができる。

証券取引所は、上場されている有價証券の発行者は、第一項の規定による承認を受けた場合においては、その上場の廢止を当該証券取引所に請求することができる。この場合においては、証券取引所はその上場を廢止しなければならない。

第五百十五條 証券取引所は、第五百十二條第三項の規定による登録をした有價証券の発行者は、第一項の規定による承認を受けた場合においては、その上場の廢止を当該証券取引所に請求することができる。この場合においては、証券取引所はその上場を廢止しなければならない。

第五百十六條 証券取引所は、第五百十二條第三項の規定による登録をした有價証券の上場を廢止したときは、その備える上場有價証券登録簿につき、当該有價証券に關する登録を抹消しなければならない。

第五百十七條 証券取引所は、その上場する有價証券について、その賣入取引を停止し、又は停止を解除したときは、遅滞なくその旨を証券取引委員会に届け出なければならない。

第五百十八條 証券取引所が第五百十二條第三項の規定による登録をした有價証券の発行者は、事業年度ごとに、当該証券取引所の定める様式により、当該有價証券に關する報告書を作成し、毎事業年度經過後二箇月以内に、これを当該証券取引所に提出するとともに、その旨を証券取引委員会に提出しなければならない。

第五百十九條 証券取引委員会は、証券取引所が第五百十二條第三項の規定による登録をした有價証券の発行者がこの法律、この法律に基く命令又は証券取引委員会規則に違反した場合において、公益又は投資者保護のため必要であると認めるときは、当該発行者に通知して審問を行つた後、当該証券取引所に對し、理由を示し当該有價証券の賣入取引を停止し、又は上場を廢止することを命ずることができる。

た場合、第五百十三條第一項の規定による承認を受けた場合又は同條第三項若しくは前條の規定により上場を廢止した場合においては、遅滞なくその旨を当該有價証券の発行者に通知しなければならない。

第二百二十條 第九十條乃至前條の規定は、國債証券、地方債証券又は別に証券取引委員会規則で定める有價証券については、これを適用しない。

第二百二十一條 會員が有價証券市場における賣買取引に基く債務の不履行に因り他の會員に對し損害を與えたときは、その損害を受けた會員は、その損害を與えた會員の會員信託金について、他の債權者に先だち弁済を受ける權利がある。

第九十七條第四項の規定による有價証券市場における賣買取引の委託者の優先權は、前項の優先權に對し、優先の効力を有する。

第二百二十二條 証券取引所は、その開設する有價証券市場における毎日の總賣買取引高及びその上場する有價証券の銘柄別に毎日の賣買取引の成立價格を当該有價証券市場に掲示しなければならない。

証券取引所は、その上場する有價証券の銘柄別に毎日の最高、最低及び最終價格を表示する相場表を毎日公表しなければならない。

第二百二十三條 証券取引所は、証券取引委員会規則で定めるところにより、毎日及び毎月の当該証券取引所の開設する有價証券市場における相場及び賣買取引高報告書を作成し、これを証券取引委員会に提出しなければならない。

証券取引所に上場する有價証券の賣買取引が繁盛に行われていて誤解させる等当該有價証券の賣買取引の状況に關し他人に誤解を生ぜしめる目的を以て、左に掲げる行為をしてはならない。

- 一 当該有價証券について、その權利の移轉を目的とし、ないば装の賣買取引をなすこと
- 二 自己のなす賣付と同時に、他人が当該有價証券を賣付けることを予めその者と通謀の上、当該賣付をなすこと
- 三 自己のなす賣付と同時に、それと同價格において、他人が当該有價証券を賣付けることを予めその者と通謀の上、当該賣付をなすこと
- 四 前各号に掲げる行為の委託又は受託をなすこと

何人も、有價証券市場における有價証券の賣買取引を誘引する目的を以て、左に掲げる行為をしてはならない。

- 一 單獨で又は他人と共同して、当該有價証券の賣買取引が繁盛であると誤解させ、又はその相場を變動させるべき一連の賣買取引又はその委託若しくは受託をすること
- 二 当該有價証券の相場が自己又は他人の市場操作によつて變動するべき旨を流布すること
- 三 当該有價証券の賣買取引をなすにつき、重要な事項について虚偽であり、又は誤解を生ぜしむべき表示を故意になすこと

何人も、單獨で又は他人と共同して、証券取引委員会が公益又は投資者保護のため必要且つ適當であると認めて証券取引委員会規則

で定めるところに違反して、有價証券の相場を釘付け、固定し、又は安定する目的を以て、有價証券市場における一連の賣買取引又はその委託若しくは受託をしてはならない。

第二百二十六條 前條の規定に違反した者は、当該違反行為に因り形成せられた價格により有價証券市場における当該有價証券の賣買取引又はその委託をなした者が当該賣買取引又は委託につき受けた損害を賠償する責に任ずる。

前項の規定による賠償の請求權は、請求權者が前條の規定に違反する行為があつたことを知つた時から一年間又は当該行為があつた時から三年間、これを行わないときは、時効によつて消滅する。

第二百二十七條 証券取引委員会は、會員が自己の計算において若しくは顧客から有價証券の賣買取引について賣買の別、銘柄、数及び價格の決定を一任されてその者の計算において行い賣買取引を制限し、又は會員のなす過當な數量の賣買取引であつて有價証券市場の秩序を害すると認められるものを制限するため、公益又は投資者保護のため必要且つ適當であると認める事項を証券取引委員会規則で定めることができる。

第五節 有價証券市場における賣買取引の受託

第二百二十八條 會員は、本店若しくは支店その他の營業所又は代理店以外の場所を、有價証券市場における賣買取引の受託の取扱をなす場所としてはならない。

有價証券市場における賣買取引の承認を受けなければならない。

証券取引所は、前項の承認をしたときは、遅滞なくその旨を公告しなければならない。

第二百二十九條 有價証券市場における賣買取引の委託を受けた會員又は會員に對する賣買取引の委託を媒介し、取次し若しくは代理することを行き受けた者は、有價証券市場において賣付若しくは買付をせず、又は會員に對しその媒介、取次若しくは代理をしないで、自己がその相手方となつて、賣買を成立せしめてはならない。

會員が前項の規定に違反したときは、証券取引所は、当該會員に對し十萬圓以下の過意金を課し、その者の有價証券市場における賣買取引を六箇月以下停止し、又はこれを除名しなければならない。

第二百三十條 會員は、有價証券市場における賣買取引の受託について、その所屬する証券取引所の定める受託契約準則によらなければならない。

証券取引所は、その受託契約準則において、左に掲げる事項に関する細則を定めなければならない。

- 一 賣買取引の受託の條件
- 二 受託その他の決済方法
- 三 賣買取引の受託についての信用の供與に関する事項
- 四 委託手数料の料率及び徴收の方法

前各号に掲げる事項の外賣買取引の受託に關し必要な事項証券取引所は、その受託契約準則を変更したときは、遅滞なくその旨を証券取引委員会に届け出なければならない。

第二百三十二條 會員は、委託を受けた有價証券市場における賣買取引が成立したときは、証券取引委員会規則で定める様式により、賣買報告書を作成し、賣買取引の成立後四十八時間以内に、これを委託者に交付し、又は発送しなければならない。

第二百三十三條 何人も、証券取引委員会が公益又は投資者保護のため必要且つ適當であると認めて証券取引委員会規則で定めるところに違反して、左に掲げる行為をしてはならない。

- 一 有價証券を有しないのでその賣付をなすこと
- 二 有價証券の相場が委託當時の相場より騰貴して自己の指値以上となつたときには直ちにその買付をなし、又は有價証券の相場が委託當時の相場より下落して自己の指値以下となつたときには直ちにその賣付をなすべき旨の委託をなすこと

第二百三十四條 証券取引所は、左の事由に因り解散する。

- 一 定款に定めた事由の発生
- 二 總會の決議
- 三 會員の数が五人以下となつたとき
- 四 破産

証券取引所の登録の取消前項の場合においては、証券取引委員会は、証券取引所登録原簿につき、当該証券取引所に關する登録を抹消する。

第二百三十五條 残余財産は、定款又は總會の決議により別段の定をする場合の外、平等に、これを會員

務若しくは財産の状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

第百五十五條 証券取引委員会は、証券取引所が左の各号の一に該当する場合において、公益又は投資者保護のため必要且つ適當であると認めるときは、当該証券取引所に通知して審問を行つた後、理由を示し当該各号に掲げる処分をすることができ。

一 法令若しくは法令に基いてする行政官廳の処分違反し、又はは會員若しくは当該証券取引所に上場されている有價証券の発行者がこの法律、この法律に基く命令若しくは証券取引委員会規則又は当該証券取引所の定款に違反した場合において、これらの者に対し法令又は定款を遵守させるために当該証券取引所がこの法律、この法律に基く命令若しくは証券取引委員会規則又は定款により認められた権能を行使せずその他必要な措置をなすことを怠つたときは、その登録を取り消し、又は一年以内の期間を定めてその業務の全部若しくは一部の停止を命ずること

二 証券取引所の行爲又はその開設する有價証券市場における買収取引の状況が公益又は投資者保護のため有害であると認めるときは、十日以内の期間を定めて買収取引の全部若しくは一部の停止を命じ、又は内閣の議を経て、三箇月以内の期間を定めてその業務の全部の停止を命ずること

第百五十六條 証券取引委員会は、証券取引所の定款、業務規程、受託契約その他の規則及び取引の慣行について、証券取引所に対し通知して審問を行つた後、理由を示し有價証券市場における買収取引の公正を確保し、又は投資者を保護するため必要且つ適當であると認める変更その他の処分を命ずることができる。

第六章 仲介
第百五十七條 証券取引委員会は、証券業者のなす有價証券の買収その他の取引又は會員のなす有價証券市場における買収取引に関する争については、当事者の申立があつたときは、その争の解決を図るため仲介をしなければならぬ。

第百五十八條 前條の規定による申立は、左に掲げる事項を記載した書面を証券取引委員会に提出し、これをしなければならぬ。
一 申立人の氏名又は名称、職業及び住所
二 争の相手方の氏名又は名称、職業及び住所
三 申立の趣旨
四 争の事情
五 参考となる書類の表示
六 申立の年月日

第百五十九條 証券取引委員会は、前條の規定による申立を受理したときは、期日を定めて、申立人及び相手方の出頭を求め、その意見を聞いて、仲介を行う。

前項の出頭を求められた当事者は、自身で出頭しなければならない。但し、已むを得ない事由がある場合においては、証券取引委員会の承認を受けて、代理人をして出頭させることができる。

第百六十條 証券取引委員会は、仲介に基く協定案を作成し、争の当事者に示し、その受諾を勧告する。

第百六十一條 当事者は、前條の協定案を受諾したときは、協定書を作成し、その双方が署名押印した上、これを証券取引委員会に提出しなければならない。当事者が仲介に基く協定案を受諾したにもかかわらず、その一方が協定を履行しないときは、その相手方はその旨を証券取引委員会に報告するものとす

第百六十二條 証券業者又は會員が仲介に基く協定案を受諾したにもかかわらず、証券取引委員会が、当該証券業者又は會員に対し、通知して審問を行つた後、六箇月以内の営業の停止又は有價証券市場における買収取引の停止を命ずることができ。

第百六十三條 証券業者又は會員が、前項の一方又は双方が第百六十條の規定による協定案を受諾することを拒否した場合において、公益又は投資者保護のため必要且つ適當であると認めるときは、当事者の秘密を除き仲介の経過及び協定案を理由を示し公表することができ。

第七章 証券取引委員会
第百六十五條 この法律の目的を達成するため、証券取引委員会を置く。

証券取引委員会は、大藏大臣の所轄に属する。

第百六十六條 証券取引委員会は、委員三人を以て、これを組織する。

委員は、学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が、これを命ずる。

委員は、これを一級の官吏とする。

第百六十七條 委員の任期は、五年とする。但し、前任者の任期満了前に補充任命を受けた委員は、前任者の残任期間在任するものとする。

委員は、再任されることができ。

第百六十八條 委員は、左の各号の一に該当する場合の外、その意に反して罷免されることがない。
一 禁治産、准禁治産又は破産の宣告を受けた場合

二 懲戒免官の処分を受けた場合
三 禁錮以上の刑又はこの法律により罰金以上の刑に処せられた場合
四 心身の故障のため職務の執行ができず、又は職務に關して不當な行爲をなしたと内閣総理大臣が認めた場合

第百六十九條 前條第一号、條三号及び第四号の場合においては、内閣総理大臣は、その委員を罷免しなければならない。

第百七十條 証券取引委員会に委員長を置き、委員のうちから、これを互選する。

委員長は、証券取引委員会の会務を総理し、証券取引委員会を代表する。

証券取引委員会は、予め委員のうちから、委員長が故障のある場合に委員長を代理する者を定めておかなければならない。

第百七十一條 証券取引委員会の事務を処理させるため、証券取引委員会に事務局を附置し、政令の定めるところにより所要の職員を置く。

前項の職員は、これを一級、二級又は三級の官吏とする。
事務局の職員の任免及び敘級は、一級及び二級のもののについては、内閣総理大臣の推薦により証券取引委員会が行い、三級のもののについては、証券取引委員会が行う。

証券取引委員会事務局の内部組織は、証券取引委員会が、これを定める。

第百七十二條 委員の報酬は、別にこれを定める。

委員の報酬は、その意に反してこれを減額することができない。

第百七十三條 証券取引委員会は、この法律を施行するため必要があると認める場合においては、専門家をその囑託として任命することができ。

前項の囑託の報酬は、証券取引委員会が、これを定める。

第百七十四條 証券取引委員会は、その監督の下に、財務局をして、この法律の施行に關する事務の一部を掌らしめることができる。

第百七十五條 委員及び証券取引委員会規則で定める証券取引委員会の職員は、左の各号の一に該当する行爲をなすことができない。
一 國會若しくは地方公共團體の議會の議員となり、又は積極的に政治運動をすること
二 内閣総理大臣の許可のある場合の外、報酬のある他の職務に従事すること
三 商業を営みその他金銭上の利益を目的とする業務を行うこと

第百七十六條 委員、証券取引委員会の職員若しくは第百七十四條の規定によりこの法律の施行に關する事務の一部を掌る財務局の職員又はこれらの職にあつた者は、この法律の規定による職務執行に關して知得した秘密を他に漏らし、又は利用してはならない。

第百七十七條 証券取引委員会は、その職務を行うため必要があると認める場合においては、公聴会を開いて一般の意見を求めることができる。

第百七十八條 証券取引委員会は、この法律の適正な運用を図るため、有價証券に關する調査を公表することができる。

第百七十九條 証券取引委員会は、大藏大臣を経由して、國會に対し、毎年この法律の施行の状況を報告しなければならない。

証券取引委員会は、大藏大臣を

經由して、國會に對し、この法律の目的を達成するために必要な事項に關し、意見を提出することが出来る。

第百八十條 証券取引委員會は、この法律の施行のために必要な予算の作成に關與し、必要がある場合は、この意見を内閣に提出することが出来る。

第百八十一條 証券取引委員會は、この法律を施行し及びこの法律の規定による禁止又は制限を免れる行為を防止するため公益又は投資者保護のために必要且つ適當であると認める事項について、証券取引委員會規則を定め、改正し、又は廢止することが出来る。

証券取引委員會規則は、官報を以て公布する。

第八節 雜則

第百八十二條 証券取引委員會は、この法律の規定により審問しようとする場合において、審問される者が正当の事由がなくこれに應じないときは、審問を行わないで当該規定に定める処分をすることが出来る。

証券取引委員會が審問しようとする者に通知する場合においては、審問の事項及び期日を明かにして、これをしなければならぬ。審問は、すべてこれを公開しなければならぬ。但し、審問される者の業務に關する秘密を保つため必要があると認めるとき、又は公益上必要があると認めるときは、これを公開しないことが出来る。

審問は、証券取引委員會の委員又は証券取引委員會が指定する証券取引委員會の職員が、これを行ふ。

証券取引委員會は、この法律の規定による審問を行つた場合においては、その記録を作成し、これを十年間保存しなければならない。

第百八十三條 証券取引委員會は、第百五十七條の規定による仲介、この法律の規定による審問又は第百八十七條の規定による申立について、必要な調査をするため、左の各号に掲げる処分をすることが出来る。

一 關係人又は參考人に出席を命じてその意見を聴取し、又はこれらの者から意見若しくは報告を提出させること
二 鑑定人に出席を命じて鑑定させること
三 關係人に對し帳簿書類その他の物件の提出を命じ、又は提出物件を留めて置くこと

四 当該官吏をして關係人の業務若しくは財産の状況又は帳簿書類その他の物件を検査させること

第百八十四條 証券業者、証券業協會又は証券取引所若しくはその委員は、この法律の他の規定において定める場合の外、証券取引委員會が公益又は投資者保護のために必要且つ適當であると認めて証券取引委員會規則で定めるところにより、帳簿、計算書、通信文、傳票その他業務に關する書類を作成し、これを保存し、又は業務に關する報告を提出しなければならない。

証券取引委員會は、公益又は投資者保護のために必要且つ適當であると認めるときは、当該官吏をして、前項の書類について、証券取引委員會規則で定めるところにより、

引委員會規則で定めるところにより、定時又は臨時に検査をさせることが出来る。

第百八十五條 第二十六條、第五十條(第七十九條において準用する場合を含む)、第百五十四條、第百八十三條第四号又は前條第二項の規定により、当該官吏をして検査させる場合においては、これにその身分を示す証書を携帯せなければならない。

当該官吏は、検査に際し、その携帯する証書を検査の相手方に示さなければならない。

第百八十六條 第百八十三條第一号又は第二号の規定により出席又は鑑定を命ぜられた參考人又は鑑定人は、命令の定めるところにより、旅費、日当その他の費用を請求することが出来る。

第百八十七條 裁判所は、緊急の必要があり、且つ、公益及び投資者保護のために必要且つ適當であると認めるときは、証券取引委員會の申立により、この法律、この法律に基く命令又は証券取引委員會規則に違反する行為をなし、又はなそうとする者に對し、その行為の禁止又は停止を命ずることが出来る。

裁判所は、前項の規定により發した命令を取り消し、又は変更することが出来る。

前二項に規定する事件は、被申立人の住所地の地方裁判所の管轄とする。

第一項及び第二項に規定する裁判は、非訟事件手続法により、これを進行。

第百八十八條 証券取引所に上場されている株式の発行会社の役員及び主要株主は、証券取引所が第百十二條第三項の規定による登録をする時の現在においてその有する当該会社の株式の種類及び数に關する報告書、登録があつた日の後十日以内に証券取引委員會に提出しなければならない。

第百八十九條 第三項の規定による登録があつた日の後において会社の役員又は主要株主となつた者は、役員又は主要株主となつた日の現在において有する株式の種類及び数に關する報告書を、その日の後十日以内に証券取引委員會に提出しなければならない。

前二項の規定により報告をした株式の数の異動があつた場合においては、その異動に關する報告書を、異動があつた日の属する月の翌月十日までに証券取引委員會に提出しなければならない。

会社の役員又は主要株主でなくなつた者は、その旨を証券取引委員會に届け出なければならない。

第一項乃至第三項の規定による報告書は、証券取引委員會規則で定める様式により、これを作成しなければならない。

第百九十條 会社の役員又は主要株主は、証券取引所に賣買取引のため上場される当該会社の発行する株式の賣付については、当該株式を有しないことをしてはならない。

第百九十一條 何人も、有價証券市場に類似する施設を開設してはならない。

何人も、前項の施設により賣買取引をしてはならない。

第百九十二條 証券取引委員會の処分に対する不服のある者は、管轄裁判所に對しその取消又は変更の訴を提起することが出来る。

第百九十三條 証券取引委員會は、この法律の規定により提出される貸借対照表、損益計算書その他の財務計算に關する書類が計理士の監査証明を受けたものでなければならぬ旨を証券取引委員會規則で定めることが出来る。

第百九十四條 何人も、証券取引委員會が公益及び投資者保護のために必要且つ適當であると認めて証券取引委員會規則で定めるところに違反して、証券取引所に上場されている株式につき、自己又は第三者に議決権の行使を代理させることを勧誘してはならない。

第百九十五條 この法律施行の際現に効力を有する他の規定がこの法律に抵触するものがあるときは、この法律の規定が優先する。

四 第一百十條又は第一百十三條第一項の規定に違反して上場したとき

五 第一百十二條第一項の規定に違反して上場したとき

反して登録したとき
六 第六百十四條第一項の規定に違反して上場を廢止したとき
七 第六百十九條の規定による命令に違反したとき
八 第六百五十四條の規定による報告若しくは資料を提出せず、又は虚偽の報告若しくは資料を提出したとき
第二百七條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に關し、第六百九十七條第二号第三号、第六百九十八條乃至第六百九十九條又は前條の違反行為をしたときは、その行為者を罰する外、その法人又は人に対しても、各本條の罰金刑を科する。
第二百八條 有價証券の發行者、証券業者若しくは代理店主（これらの者が会社であるときは、役員若しくは支配人）、証券業協會若しくは証券業協會連合会の代表者若しくは役員又は証券取引所の役員（仮理事を含む。）若しくは清算人は、左の場合においては、五千元以下の過料に処する。
一 第四條第三項の規定に違反したとき
二 第三十條第三項、第五十六條第一項乃至第三項、第六十二條、第七十二條、第七十七條、第九十九條又は第六百十七條の規定に違反して届出を怠つたとき
三 第四十二條の規定に違反したとき
四 第六十七條第二項の規定による登録申請書又は第七十條第一項の規定による変更届出書に虚偽の記載をして提出したとき
五 第七十六條の規定による報告

若しくは資料を提出せず、又は虚偽の報告若しくは資料を提出したとき
六 第八十九條において準用する民法第五十一條の規定に違反して財産目録若しくは社員名簿を備へ置かなかつたとき又はこれに不正の記載をしたとき
七 証券取引所の会員の總會に對し不実の申立をなし、又は事実を隠蔽したとき
八 第六百五條の規定に違反したとき
九 第六百五條の規定に違反して通知を怠つたとき
十 第六百六條の規定に違反して登録の抹消を怠つたとき
十一 第六百二十二條の規定に違反して揭示し、又は公表することを怠つたとき
十二 第六百二十三條の規定による報告書を提出せず、又は虚偽の記載をした報告書を提出したとき
十三 第六百二十八條第二項の規定に違反したとき
十四 第六百二十八條第三項、第六百三十一條において準用する民法第七十九條第一項第二項又は同法第八十一條第一項の規定に違反して公告することを怠り、又は不正の公告をしたとき
十五 第六百三十六條において準用する民法第七十條第二項又は同法第八十一條第一項の規定に違反して破産宣告の請求をなすことを怠つたとき
十六 第六百三十六條において準用する商法第三十一條に違反して証券取引所の財産を分配したとき
十七 この法律の定める登記をすることを怠つたとき

第二百九條 左の各号の一に該当する者は、これを三千円以下の過料に処する。
一 第六百八十三條第一号の規定による関係人又は参考人に対する処分違反して、出頭せず、陳述せず、虚偽の陳述をし、又は報告をせず若しくは虚偽の報告をした者
二 第六百八十三條第二号の規定による鑑定人に対する処分違反して、出頭せず、鑑定をせず、又は虚偽の鑑定をした者
三 第六百八十三條第三号の規定による物件の所持者に対する処分違反して、物件を提出しない者
第二百十條 第六百七十七條第五項又は第六百七十九條第三項の規定に違反した者（法人であるときは、その代表者）は、千円以下の過料に処する。
附則
第一條 この法律は、その成立の日から三十日を経過した日からこれを施行する。但し、第二章の規定は、その施行の日から六十日、第六十五條の規定は、その施行の日から六箇月を経過した日から、これを施行する。
第二條 有價証券取締法、有價証券引受業法及び有價証券割賦販賣業法は、これを廢止する。
第三條 取引所法の一部を次のように改正する。
題名を次のように改める。
商品取引所法
「取引所」を「商品取引所」に、「物件」を「商品」を除く。）を「商品」に改める。
第二條、第十一條ノ四第二項、第十六條ノ二第二項、第十六條ノ三、第二十二條第一項及び第二十七條乃至第二十九條中「農商務大臣」を「主務大臣」に改める。

第四條ノ二を削る。
第十一條第一項を削り、同條第四項を次のように改める。
合名會社、合資會社又ハ株式會社ニ在リテハ其ノ無限責任社員中、株式會社又ハ有限會社ニ在リテハ其ノ取締役中前二項ニ該當スル者アルトキハ會員又ハ取引員トナルコトヲ得ス
第十一條ノ二第一項中「第二項又ハ第四項」を「又ハ第三項」に改め、同條第二項中「農商務大臣」を「主務大臣」に、「第一項若ハ第四項」を「第三項」に改め、同條第三項中「第一項、第三項又ハ第四項」を「第一項又ハ第三項」に改め、同條第四項中「農商務大臣」を「主務大臣」に、「第一項、第三項若ハ第四項」を「第二項若ハ第三項」に改める。
第十八條中「有價証券ニ在リテハ三箇月」を削る。
第四條 大藏省官制の一部を次のように改正する。
第一條出「有價証券」を「政府所有及保管有價証券」に改め、「取引所」の下に「（證券取引所ヲ除ク）を加ふる。
第七條第六号を次のように改める。
六 取引所（證券取引所ヲ除ク）ニ關スル事項
第五條 この法律施行前にした行為に對する罰則の適用については、旧有價証券取締法、旧有價証券引受業法及び旧有價証券割賦販賣業法並びに附則第三條の規定による改正前の取引所法は、この法律施行後も、なおその効力を有する。
第六條 旧有價証券取締法、旧有價証券引受業法、旧有價証券割賦販賣業法又は日本証券取引所法の規定により免許を取り消された者

は、第三十一條の規定の適用については、これをこの法律の規定により証券業者の登録を取り消されたものとみなす。
第七條 この法律施行の際現に旧有價証券取締法により有價証券業者を営む者、旧有價証券引受業法により有價証券引受業を営む者若しくは旧有價証券割賦販賣業法により有價証券割賦販賣業を営む者又は銀行若しくは信託會社でこれらの營業を営む者は、この法律施行の日から六箇月を限り、証券業者とみなす。
前項に掲げる者が同項の期間内に第六百二十八條第二項の規定による登録を申請した場合においては、その申請に對する処分の日までも、また、前項と同様とする。
第三十條第二項及び第四十條の規定は、前二項の規定により証券業者とみなされた者については、これを適用しない。
第八條 証券取引所は、この法律施行の日から六箇月を限り、第六百十條の規定にかかわらず登録をしない有價証券を賣買取引のため上場し、又は第六百十三條の規定にかかわらず証券取引委員會の承認を受けない有價証券を賣買取引のため上場することが出来る。
第九條 この法律施行の際現に証券取引委員會の委員である者は、この法律の規定により証券取引委員會の委員に任命されたものとする。
この法律施行後最初に証券取引委員會の委員となる者の任期は、第六百六十七條の規定にかかわらず、内閣總理大臣の定めるところにより、その一人は三年、一人は四年、一人は五年とする。

証券取引法を改正する法律案（内閣提出）に關する報告書
〔都合により第四十五号の末尾に掲載〕

政府が發行する福引券の当せん金に對する所得税の特例に關する法律案

政府が、昭和二十三年四月一日から、同年五月十五日までの間において、製造鹽草の購入者に対して發行する福引券の当せん金については、所得税を課さない。

附則
この法律は、公布の日から、これを施行する。

政府が發行する福引券の当せん金に對する所得税の特例に關する法律案（内閣提出）に關する報告書
〔都合により第四十五号の末尾に掲載〕

〔早稲田柳右エ門君登壇〕
○早稲田柳右エ門君 たいだいま議題となりました法律案につきまして、財政及び金融委員會における審議の経過並びに結果について御報告申し上げます。

まず、証券取引法を改正する法律案について申し上げます。
現行証券取引法は昨年三月公布せられ、証券取引委員會に關する規定を除き未施行であつたところ、今般証券取引委員會の権限の強化、証券業者及び証券取引所の免許制度の廢止その他法律の全般にわたつて改正を行うとともに、從來政令をもつて規定する予定であつた施行規則の大部分を法律中に取入れることとしたのであります。

今、おもなる改正の要点を申し上げますと、有價証券の募集または賣出に關する届出を必要とする場合において、現行法においては株式または社債の發行に際しては株式または社債の發行を、公衆に對し募集または賣出しをするものだけに限定したのであります。さらに証券業者及び証券取引所設立の免許制度を廢止し、これに代る方法として証券取引委員會に登録する制度とし、登録については要件充足主義としたのであります。なお新たに証券業協會についても登録制度を設けたのであります。さらに証券業者の純資本額については、その最低額を定め、ことに改めるとともに、負債が純資本額の二十倍の限度において、証券取引委員會が定める率を超えてはならないこととしたのであります。次に、証券業者が有價証券の賣買その他の取引について、その顧客に供與することができ、信用の額は、当該取引額に對し五五%を超えない範囲において、大藏大臣の定める率を超えてはならないというようにしたのであります。銀行、信託會社等の金融機關は、証券業を営むことができないこととしたこと。但し、改正法律施行後六箇月間は、從來通り証券業を営むことができるものとしたのであります。なお、証券取引所の設立地区制度を廢止したこと。証券業者または証券取引所の會員の行い賣買その他の取引について、相場操縦、過當投機等を取締る詳細な規定を設けたこと。証券取引委員會は大藏大臣の所轄に屬するが、その組織及び権限は大体公正取引委員會に準ずるものと、本法の施行に關し規則を制定することができるものとしたこと。會社の役員または主要株主が、その職務または地位により取得した秘密を不当に利用することを防止するため、その者が一定の條件のもとに当該會社の株式を賣買して得た利益を會社に提供せしめる制度を設けたこと。罰則を強化したこと。以上が改正の要点であるわけでありま。

本法案は、去る三月二十三日日本委員會に付託されたのであります。が、翌二十四日提案理由の説明を聴取し、ただちに質疑にはいつたのであります。質疑におきましては、社會黨の河井、佐藤、田中の三君、民主自由黨の石原、塚田、大上の三君、内閣の梅村、中曾根の二君、國協の内藤君等から、數次にわたつて熱心なる質疑が重ねられ、爾來四回にわたつて慎重なる審議を重ねたのであります。その間、民間各方面の意向も聴取して種々論議を盡しましたが、去る二日討論に入り、社會黨の川合彰武委員より、信託の業務が急激に縮小されることは実情に即し適當でないという理由のもとに、次のような各派共同提案になる修正案が提出されたのであります。今その修正案を朗讀いたします。

証券取引法を改正する法律案中一部修正案
第六十五條第一項但書中「投資の目的を以て」の下に「又は信託契約に基いて信託をなす者の計算において」を加える。
以上であります。
次いで採決にはいりまして、右修正案について採決いたしましたところ、全会一致をもつてこれに賛成せられ、修正部分を除く原案についても、議員起立をもつて可決せられ、本法案は修正議決いたしました次第でございます。

次に、政府が發行する福引券の當せん金に對する所得税の特例に關する法律案について概略申し上げます。現在專賣局で販賣中の新生は、値段の關係もあり、賣行状況はなほだ思わしくないものであります。このままでは、所期の專賣益金に對して巨額の不足が予想されます。そこで、賣行促進をはかる必要が生じたのであります。政府においては、二月以降の新生購入者に対し福引券を發行し、當籤者には特等百万円を初め相當の賞金を出すことにいたしました。過般、昭和二十二年年度特別會計予算補正特第九号をもつて、國庫債務負担行為として國會の議決を得たわけでありまして、しかしながら、この當籤金については、もし所得税が課せられることになると、賞金の魅力は著しく減ぜられますので、現在實施されております宝くじと同様、この新生の福引券に對する當籤金に對しても所得税を課さないこととしたこととするものであります。

本法案は、去る三月三十一日本委員會に付託されたのであります。四月二日政府より説明を聴取し、ただちに審議に入り、二、三質疑があつた後、討論を省略して採決いたしましたところ、全会一致をもつて可決いたしました次第であります。

以上、御報告を申し上げます。（拍手）

○議長（松岡駒吉君） 同案を一括して採決いたします。証券取引法を改正する法律案の委員長報告は修正でありまして、他の一案の委員長報告は可決であります。同案を委員長報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松岡駒吉君） 起立多数。よつて同案は委員長報告の通り決しました。（拍手）

地方自治法第五十六條第四項の規定に基き、税務署の増設に關し承認を求めるの件

○笠口晃君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわちこの際、内閣提出、地方自治法第五十六條第四項の規定に基き、税務署の増設に關し承認を求めるの件を議題とし、委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○議長（松岡駒吉君） 笠口君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長（松岡駒吉君） 御異議なしと認めます。よつて日程は追加せられました。

地方自治法第五十六條第四項の規定に基き、税務署の増設に關し承認を求めるの件を議題とし、委員長の報告を求めます。財政及び金融委員長早稲田柳右エ門君。

地方自治法第五十六條第四項の規定に基き、税務署の増設に關し承認を求めるの件

地方自治法第五十六條第四項の規定に基き、税務署の増設に關し承認を求めるの件

大田原税務署を分割して、新たに氏家税務署を設ける必要が生じたので、税務署官制による右税務署の設置について、地方自治法第五十六

條第四項の規定による國會の承認を
求める。

地方自治法第五十六條第四項の
規定に基き、稅務署の増設に關し
承認を求めるの件（内閣提出）に
關する報告書

〔都合により第四十五号の末尾に
掲載〕

〔早稲田抑右エ門君登壇〕

○早稲田抑右エ門君 たいだいま議題と
なりました、地方自治法第五十六條
第四項の規定に基き、稅務署の増設に
關し承認を求めるの件について御報告
申し上げます。

東京財務局管下、栃木縣大田原稅務
署は、現在那須郡及び塩谷郡の二郡三
十八町村中の三十五町村を管轄してお
るのでありますが、その管轄區域は実
に二千九百三十七平方キロに達するの
みならず、管内の課稅物件もまた少く
ないのであります、本年度の租稅收
入は三億七千七百餘万円に上る狀況で
ございまして、しかるに、本年新たに採
用されました所得稅の申告納稅制度の
実施狀況に顧みますのに、かかる廣汎
な管轄區域を擁することは、課稅の適
正をはかる上からも、また納稅者の立
場から申しましても、きわめて不便で
ありますので、この際これを分割し、新
たに氏家町に稅務署を設置することが
必要と認められ、本案が提出せられた
次第であります。

本件については、去る三月三十一日
本委員会に付託され、四月二日政府よ
り詳細な説明を聴取いたしました後、
ただちに審議に入り、二、三質疑のあ
つた後、討論を省略して採決いたしま
したところ、全会一致をもつて承認を
與うべきものと議決いたしました次第で
あります。

右、簡單であります、御報告申
上げます。

○議長（松岡駒吉君） 本件に承認を與
うるに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長（松岡駒吉君） 御異議なしと認
めます。よつて承認を與うに決しま
した。

第三 政務次官の臨時設置に關す
る法律案（内閣提出）

○議長（松岡駒吉君） 日程第三、政務
次官の臨時設置に關する法律案を議題
といたします。委員長の報告を求めま
す。議院運営委員長淺沼稻次郎君。

政務次官の臨時設置に關する法律
案

律

第一條 法務廳、各省その他法令上
内閣總理大臣その他の國務大臣が
その長に當ることと定められてい
る廳には、政務次官を置くことが
できる。

政務次官の總数は、二十二人と
する。衆議院議員又は參議院議員
たる政務次官の數は、夫々十一人
を超えないように、これを任命し
なければならない。

政務次官は、一級とする。

第二條 政務次官は、夫々その廳の
長を助けて政務に參画し、國會と
の交渉事項を掌る。

第三條 政務次官の外、國務大臣及
び内閣官房長官は、國會議員と兼

ねることができ。

附則

第四條 この法律は、公布の日か
ら、これを施行する。

第五條 各省參與官は、これを廃止
する。

第六條 官吏任用敍級令第六條第一
項中、「各省」を「及」に改め、「及
各省參與官」を削る。

官吏分限令第一條中「各省」及
び「各省參與官」を削る。

第七條 衆議院議員選舉法の一部を
次のように改正する。

第十條 削除

第八條 この法律第一條乃至第三條
の規定は、第二回國會終了のとき
に、その効力を失ふ。

政務次官の臨時設置に關する法律案
（内閣提出）に關する報告書
〔都合により第四十五号の末尾に
掲載〕

○淺沼稻次郎君登壇
○淺沼稻次郎君 たいだいま議題となり
ました政務次官の臨時設置に關する法
律案につきまして、議院運営委員会に
おける審査の経過並びに結果について
御報告申し上げます。

まず、本案の要旨及び政府の本案提
出の理由とする点について申し上げま
すれば、從來の政務次官の制度が今日
までよくその機能を發揮して來た点に
鑑みて、この政務次官の制度に適実な
改変を加えようとするものであつて、
その内容の要旨は、第一に、政務次官
の數を、從來の各省一人を改めてその
總數を二十二とし、なお兩院制度の
趣旨に鑑みて、衆議院議員または參議
院議員たる政務次官の數はそれ／＼十

一人以内とし、これに關連して從來の
參與官の制度を廃止せんとするもので
あります。第二に、各省のみに置き得
ることになつていた從來の制を改め、
各省のほか法務廳、經濟安定本部等そ
の他法令上國務大臣がその長になつて
いる役所にも必要に應じこれを置き得
ることとし、これにより各該の重要な
行政部門にわたつて政務の遂行に万全
を期せようというのであります。第三
に、政務官制度の問題に關連して、こ
の際衆議院議員選舉法第十條の規定を
削除し、本法案中にこれに代るべき一
條文を設け、國會議員と兼ね得る官職
としては、政務次官のほかは國務大臣
と内閣官房長官だけを掲げ、秘書官は
今後兼職の範圍から除かれることとし
てゐるのであります。第四に、政務官
制度の問題は、各該の見地から慎重に
考究すべき論点を含んでゐる点より、
本法案の有効期間を一應第二國會終了
までとして、とりあへずの臨時立法た
る形式をとつてゐるのであります。以
上が本案の概要であります。

委員会は、四月一日法案の付託を受
けまして、同日ただちに鈴木法務總裁
から提案理由の説明を聴いた後、審査
に入りました。各委員と政府の間に行
われました質疑應答は、各該の見地か
ら政務官制度の存廢をめぐる、きわ
めて熱心かつ活発に展開されたのであ
ります。その詳細は省略いたしましたし
て、おもなるもの若干を御紹介いたし
たいと思ひます。

第一に、政務官制度は從來その機能
をよく發揮してきたと言ひが、必ずし
も有効適切であつたとは言ひがたい、
新憲法の精神と國會の新たな地位か
ら見て、眞に政務官を置かなければな
らない理由は何か、かつ眞に必要とす
るならば、なぜ第二國會終了までに限
つたか、この政務次官設置法案をめぐ
つて種々の政治的な含みがあるものと
臆測されてゐるがどうかという点につ
いては、國會がきわめて多忙な今日、
所管大臣一人で兩院にわたつて各議
員の質疑に答へ、一方多忙な政務を担
當していくことは、實際上不可能に近
く、この点、二人の政務次官の補佐が
あれば、國會の運営にあたり、きわめ
て円滑を期し得るものと考えられる、
こゝういふ答弁があつたのであります。
第二國會終了までとしたのは、第一國
會に引續いた第二國會は、新憲法実施
に伴う法令の整備のため、多數の議案
が提出されることも予想されたからで
ある、また本法案は、政務次官の設置
によつて、大臣を助けて國會との交渉
に當らしめ、もつて國會の運営の円滑
を期する以外他意はないということ
でありました。

第二に、從來の參與官を廃して、何
ゆゑに各省に二人の政務次官を置かね
ばならないかという点については、ひ
としく國會議員である者が、同じ國會
との交渉に當るのに、各省にあつてそ
の地位を異にするということは、國會
議員の地位に鑑みて妥當でないと思
ふことでありました。

第三に、衆議院と參議院とはその定
員數に相當の開きがあるにかかわら
ず、兩院同數とするのは妥當でない
と思ひがたいかという点については、一
般の場合においては兩院議員數に應じ
て考えられるべきであるが、政務官設
置の趣旨が兩議院の円滑なる運営に資

せんとするものである点に鑑みて、各議院から同数の政務官を任命すること、がその趣旨に合致するものと認めるところであります。

かくて質疑の終了後、討論を省略して採決に入り、多数をもつて本案を可決した次第であります。

以上、簡単な御報告申し上げます。何とぞ満場一致可決確定あらんことを切望する次第であります。

○議長(松岡駒吉君) 討論の通告があります。これを許します。木村公平君。

〔木村公平君登壇〕

○木村公平君 私は、民主自由黨を代表し、ただいま上程になりました政務次官の臨時設置に關する法律案に對しまして反対をいたすのであります。

現菅田内閣は、前内閣以來の政務官制度をさらに拡大するため、本日ここに政務次官の臨時設置に關する法律案を提出するに至つたのであります。世にこれほど懸念紛々たる法案はないのであります。われわれはもとより、政務次官制度そのものを否定し、罵倒するものではない。しかしながら、本日提案を見たる法案は、その名のごとくあくまで臨時的なものであつて、その第八條に「第二回國會終了のときに、その効力を失ふ」と明記してゐるのであります。はたしてしからば、第二回國會の会期は一体いつまでであるか。実に五月七日をもつて終了する予定ではありませんか。その間三週間ぐら

いの休会が想像されるから、結局これは二十日間の政務次官といわなければならぬ。あるいはまた休会中の方が長いから、休会政務次官といつてもよろしいのであります。

國會は國權の最高機關であつて、し

かも政党政治がよりやく燃熱せんとする今日、なお國會議員の間に目下猛烈なる休会次官獲得運動が行われてゐる醜態は、すでに新聞紙上によつてわれらは察知するにたかくないのであります。議員の官職に對する熱望がしかく熾烈であることは、愚昧救うべからざるものであるが、それとともに、今さらこんなものを出さんとする。今さら自身から紛々たる懸念が放たれるゆゑんである。

もしそれ、この制度を黨勢擴張の具に供せんとするがごときことがあれば、天下これほどの醜怪事はない。人のために官を設け、官をえじきとして徒党を組むがごときは、われわれの断じて許し得ざることであり、かつては軍閥官儀の牙城たりしわが國會議事堂が、今や朋党比周の殿堂と交らんとするのを阻止することこそ、わが國民主化のためのわれわれの責務であると信ずるのであります。

よつてわれわれは、次官制度そのものを否定しないで、この懸念紛々たる臨時政務官法に絶対反対をする次第であります。(拍手)

○議長(松岡駒吉君) これにて討論は終局いたしました。

採決いたします。この採決は記名投票をもつてこれを行います。本案を委員長報告の通り賛成の諸君は白票、反対の諸君は青票を持参せられんことを望みます。閉議。

氏名点呼を命じます。

〔參事氏名を点呼〕

○議長(松岡駒吉君) 投票漏れはありませんか。投票漏れなしと認めます。投票箱閉鎖。開票。開議。

〔參事投票の数を計算〕

○議長(松岡駒吉君) 投票の結果を事務局長より報告いたさせます。

〔事務局長朗読〕

投票総数 百八十一

可とする者(白票) 百六十

否とする者(青票) 二十一

〔拍手〕

○議長(松岡駒吉君) 右の結果、本案は委員長報告の通り可決いたしました。

〔參照〕

委員長報告の通り決するを可とする議員の氏名

- | | |
|--------|--------|
| 足立 梅市君 | 赤松 勇君 |
| 淺沼稻次郎君 | 井伊 誠一君 |
| 伊藤卯四郎君 | 猪俣 浩三君 |
| 池谷 信一君 | 石井 繁九君 |
| 石神 啓吾君 | 石野 久男君 |
| 稻村 順三君 | 今澄 勇君 |
| 大島 義晴君 | 大矢 省三君 |
| 太田 典禮君 | 加藤シヅエ君 |
| 加藤 靜雄君 | 笠原 貞造君 |
| 梶川 靜雄君 | 片島 港君 |
| 藤間田清一君 | 川合 彰武君 |
| 川島 金次君 | 河井 榮藏君 |
| 河合 義一君 | 菊川 忠雄君 |
| 菊池 重作君 | 金野 定吉君 |
| 佐藤觀次郎君 | 境 一雄君 |
| 笹口 晃君 | 島上善五郎君 |
| 庄司 彦男君 | 鈴木 雄二君 |
| 鈴木 善男君 | 田中織之進君 |
| 田淵 実夫君 | 竹内 克巳君 |
| 竹谷源太郎君 | 土井 直作君 |
| 野老 誠君 | 富吉 榮二君 |
| 永井勝次郎君 | 永江 一夫君 |
| 成瀬喜五郎君 | 西村 榮一君 |
| 野上 健次君 | 馬場 秀夫君 |

- | | |
|---------|---------|
| 藤原繁太郎君 | 細川 隆元君 |
| 細野三千雄君 | 前田榮之助君 |
| 正木 清君 | 松尾 トシ君 |
| 松澤 兼人君 | 松永 義雄君 |
| 松原喜之次君 | 松本 七郎君 |
| 萬田 五郎君 | 水谷長三郎君 |
| 武藤蓮十郎君 | 森 三樹二君 |
| 森戸 辰男君 | 師岡 榮一君 |
| 門司 亮君 | 八百板 正君 |
| 矢尾喜三郎君 | 山口 靜江君 |
| 山崎 道子君 | 山中日露史君 |
| 山花 秀雄君 | 山本 幸一君 |
| 和田 敏明君 | 安東 義良君 |
| 芦田 均君 | 天野 久君 |
| 荒木萬壽夫君 | 井村 徳二君 |
| 伊藤 恭一君 | 生松佐賀太郎君 |
| 荻木 一久君 | 馬越 晃君 |
| 梅林 時雄君 | 小川 半次君 |
| 小澤幸七郎君 | 小野 孝君 |
| 岡野 繁藏君 | 金光 義邦君 |
| 川崎 秀二君 | 神山 榮一君 |
| 喜多橋治郎君 | 北村徳太郎君 |
| 久保 猛夫君 | 栗田 英男君 |
| 小坂善太郎君 | 小島 徹三君 |
| 小林 運美君 | 小松 勇次君 |
| 五坪 茂雄君 | 後藤 悦治君 |
| 坂口 主税君 | 櫻内 義雄君 |
| 椎根 三郎君 | 鈴木 強平君 |
| 關根 久藏君 | 園田 直君 |
| 田島 房邦君 | 田中 豊君 |
| 高岡 忠弘君 | 高橋 長治君 |
| 竹田 儀一君 | 坪川 信三君 |
| 寺島隆太郎君 | 寺本 齋君 |
| 中島 茂喜君 | 中曾根康弘君 |
| 中村 又一君 | 長野 長廣君 |
| 長野重右エ門君 | 並木 芳雄君 |
| 成島 徳子君 | 中山 マサ君 |
| 西田 隆男君 | 西山富佐太君 |

- | | |
|--------|----------|
| 橋本 金二君 | 長谷川政友君 |
| 原 彪君 | 坂東幸太郎君 |
| 一松 定吉君 | 福田 繁芳君 |
| 舟崎 由之君 | 堀川 恭平君 |
| 三好 竹男君 | 八並 達雄君 |
| 山下 春江君 | 吉田 安君 |
| 米田 吉盛君 | 早稻田柳右エ門君 |
| 石田 一松君 | 今井 耕君 |
| 大島 多藏君 | 岡田 勢一君 |
| 川野 芳藏君 | 木下 榮君 |
| 吉川 久衛君 | 黒岩 寛治君 |
| 河野 金昇君 | 酒井 俊雄君 |
| 竹山祐太郎君 | 坪井 龜藏君 |
| 豊澤 豊雄君 | 内藤 友明君 |
| 野本 品吉君 | 萩原 靜雄君 |
| 松原 一彦君 | 的場金右衛門君 |
| 谷口 武雄君 | 受田 新吉君 |
| 本田 英作君 | 森山 武彦君 |
| 青木 孝彦君 | 磯崎 貞彦君 |
| 小澤佐重喜君 | 大村 清一君 |
| 加藤隆太郎君 | 上林山榮吉君 |
| 木村 公平君 | 坂本 實君 |
| 鈴木 仙八君 | 田中 角榮君 |
| 富田 照君 | 苦米地英俊君 |
| 野原 正勝君 | 益谷 秀次君 |
| 三浦寅之助君 | 水田三喜男君 |
| 村上 勇君 | 成重 光眞君 |
| 北 二郎君 | 徳田 球一君 |
| 野坂 參三君 | |

○議長(松岡駒吉君) 去る三月三十日の本田英作君及び徳田球一君の質疑に對し答弁のため、大蔵大臣より発言を求められております。これを許します。大蔵大臣北村徳太郎君。——お見えになりませんかから保留いたします。

○釜口昇君 委員会に付託した議案の審査終了を待たず、この際暫時休憩せられんことを望みます。

○議長(松岡駒吉君) 笹口君の動議に御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(松岡駒吉君) 御異議なしと認めます。よつてこの際、暫時休憩いたします。

午後三時四十分休憩

午後五時三十分開議

○議長(松岡駒吉君) 休憩前に引続き会議を開きます。

去る三月三十日の本田英作君並びに徳田球一君の質疑に対し答弁のため、大蔵大臣より発言を求められております。これを許します。大蔵大臣北村徳太郎君。

○國務大臣北村徳太郎君登壇

○國務大臣(北村徳太郎君) 去る三月三十日の本田英作君の御演説は、私は外出いたしておりました。御演説は、私にできませんでした。要旨を承り上げたいと思います。第一点は、通貨発行高に關する將來の見通しはどうかという点、第二は、外資導入についてどういふ具体的な対策をもつておるかという点、第三は、タバコに關することでお答え申し上げたいと思います。

政府は、昨年度中の通貨増発の推移に鑑み、この際さらに健全財政、健全金融の基本方針を堅持するとともに、貯蓄増強に努力することによりまして、極力通貨の増発を抑制する

と考へております。極端な膨張は起らないものと考へております。今、昭和二十三年年度の間の通貨発行高につきまして正確な見通しを立てることは、今後の物價改訂等の關係もございまして、きわめて困難な状況でございます。第一、四半期、すなわち四月ないし六月について、國家資金の需給關係から推定いたしますと、期末において三百六十億円の資金不足と相なりま

す。これはどうしても結局通貨増発という形において賄ふなければならぬと思つてございまして、従つて期末におきましては、日銀券の発行高は二千六百五十億円ということになるのでござい

ますけれども、しかし政府は、極力これを圧縮することに努力いたしまして、結局二千六百億程度に止めることにいたしたい、かように存じている次第でございます。

第二点は、外資導入についてどういふ具体的な方策をもつておるかという点であつたと思つておりますが、一口に外資導入と申ししても、これは受入者が政府である場合と、また供與者及び受入者がともに民間のものである場合とがございまして、さしあたりまして、まずこの基本となるべきものは、政府對政府の關係と申すのでござい

ますが、最近外國報道の傳へるところによりまして、米國予算による疾病及び社會不安防止のための占領地救済費並びに經濟復興援助費、輸出入回轉基金、棉花クレジット等相当多額のもの

が今後期待されております。従つて、前途に多少明るい希望をもつことができと思はれるのでありますが、民間から民間への外資導入は、ただいま申

し上げました政府對政府の關係のものを補完するものとして、これまた多数のものが實現されることが希望されるのでございまして、これについては、わが國としましては急速にその受入態勢を整へる必要がございまして、すなわち、根本的には財政收支の均衡をはかりまして、インフレーションの高進を防止すること、また現在の労働不安を解決せねばならない点もその重要な一項目であると思つてござい

ます。そのほかに爲替に關する管理を行わなければならぬ。その管理の方針を確立するといふことも外資導入の一つの重要な案件であると思つております。あるいは法人税の検討、あるいは企業再建整備の早期完了、あるいはすでにこれは御審議を願つたのであります。資金調整法の廃止、また會社整理の明確化等、われわれの方で措置すべき事項はすくなく多いのであります。政府はこれらにつきましまして、すでに一部は實施し、今後ともこれらについて十全の措置を講じたいと存じております。なおまた大切なことは、借り入れたものについての確実な効率は、借り入れたものについての確実な効率は、それが返済に對してきわめて誠実な処理をするということが最大の要件であることは申すまでもないものであります。これらの諸点について注意をいたしたいと存じます。

なおまた、タバコに砂糖を入れることについて、どの程度の砂糖が必要であるかという点について御質問がございしましたが、これは現在、本田君の御質問では、たとえば厚生上必要であるところの嬰兒の砂糖さへも十分でないのに、タバコに砂糖を入れるの

はどうかというわけだといふような御質問もあつたのでございしますが、これは考へようによりまして、財政專賣としてタバコを處理してあります關係上、大切なる米の生産をある点において葉タバコのために犠牲にしておるといふような現状でございまして、財政專賣としての收入確保の面もございまして、やむを得ない点のあることを御了承願ひたいと思つてござい

ます。なお、二十三年年度の總タバコの生産予定量はどれだけであるかといふこととございしましたが、これは二百一億本でござい

ます。なおその際、やみに流れるタバコの量はといふお尋ねでございしましたが、これは葉タバコの確に捕提することは困難でござい

ますが、おそらく葉タバコの約一割がやみに流れておると推定されるのでござい

ます。以上、御答弁申し上げます。

次に、徳田球一君の御質問に御答弁申し上げます。

第一の点は、課税の目標についてであつたと思つてござい

ます。この点は、課税の目標について、これは中央から各稅務署に指令を出して、それだけを全部とらうという態度をとつておるのではないかと、いふようなお言葉であつたと思つてござい

ますが、目標額は、稅法を適正に運用するといふような考へ方から適正に運用することになれば、大体この稅務署の努力目標はこの点になるといふような努力目標は示しておりますけれども、それだけでありまして、いわゆる割当といふものは行つていない。それから個

個の納稅者については、あくまで稅法の規定に従つてそれ、適正な納稅をしていただくように、その点についてわれわれの方からいろいろ御指導申し上げるということはやつております。それ以上、決して割当をするといふようなことはやつておりません。

それから第二に、大口利得者についてどうしておるかといふような御意見であつたと思つたが、大口利得者については十分調査をいたしまして、これを捕提いたしました以上は、徹底的に課税を行つていくことにおいて決して從來と變つておりません。

稅率引上るいは所得の増加等で租稅が重課されておる、あるいは他方インフレーションの高進によつて一般の職員生活が苦しくなつておるといふような点は、御説の通りであります。それがためにいろいろ不祥事が起るおそれがあるといふような御説でありましたが、これは二つの点、すなわち一方においては官紀を振興する、一方においては待遇を改善することによつて、かかることが起らないように十分注意いたしたいと存じております。なお御指摘の事例については、現在まで何ら報告がございせん。おそらくこれは、何か事実が間違つておるのではないかと考へております。

次に小額所得者の重課についてお話があつたようにござい

ます。これは稅法の施行にあたりましては、法の命ずるところに従ひまして公平適正に努めておりますが、インフレの現狀等に鑑みまして、御指摘の通り勤勞者に対して重課される傾きがあることは、これは免れないのでありまして、勤勞者は百パーセントかけられ、その他のも

のは在外免れる途があるということがございますので、この点につきまして、捕提に十分注意をいたしまして、いやくも不正にならないように、漏網を俟つために十分の努力をいたしてまいります。所得税の改正等については、目下その改正のために研究を進めております。おそらく、近く御審議を願うことになると思つております。

次に、地方税の問題が出たようであります。地方税のうち、殊に住民税につきましても、従来ともその負担の極端についてとかくの批評もございまして、地方団体の財政が相当窮乏しておるといふ現状に鑑みまして、住民が住民税として相当程度負担をしていただくことは、これはやむを得ない。今後一層その公平適正なる運用を期する必要があると思つてございます。なおタバコ、酒等の賣上げに對して、地方税として消費税を創設することについて御質疑がございましたけれども、これは地方財政委員会において目下それらの点を研究中でございます。これを施行するかどうかは未だ決定いたしておりませんのでございます。

それから脱税の問題が出まして、脱税が五千億あるという御意見であつたようであります。脱税者や滞納者に對しましては、これが調査、摘発及び徴收の確保に全力を傾倒いたしてやるのであります。これはすでに相當の成果を収めてゐる状況であります。今後とも一層これが取締りについては努力いたしたいと存じております。なお、脱税の摘発は税務官廳の権限として行ふべきものでございまして、全財労組等が組合として行ふということ

午後五時四十五分散會

出席國務大臣

内閣總理大臣 芦田 均君
兼外務大臣

大藏大臣 北村徳太郎君

國務大臣 鈴木 義男君

文部大臣 森戸 辰男君

運輸大臣 岡田 勢一君

通信大臣 富吉 榮二君

出席政府委員
大藏事務官 岡村 峻君
專賣局長官 野田 卯一君

衆議院會議録第四號中正誤

頁 段 行 誤 正
三 一 五 公衆保險局 公衆保健局